

アクションプランに関する 提 言 書

【本提言書の主要な構成】

- ① 「提言書の本文」(アクションプラン推進・管理上の課題と意見)
- ② 「前期アクションプランの取組状況(別紙2)」(前期の取組の検証結果)
- ③ 「後期アクションプラン(案)(別冊)」(後期の取組への意見具申)

平成22年3月

生駒市行政改革推進委員会

～目 次～

1	提言にあたって	1
2	前期アクションプランの検証	
(1)	アクションプランの位置付け	2
(2)	前期アクションプランの構成・執行体制	2
(3)	前期アクションプランの進捗状況	3
①	主要数値目標の達成状況	
②	個別項目の進捗状況	
(4)	前期アクションプランにおける課題	5
①	個別項目における課題	
②	アクションプラン策定・推進上の課題	
3	後期アクションプラン（案）	
(1)	後期アクションプラン（案）策定の基本的考え方	12
(2)	後期アクションプラン（案）	12
①	後期アクションプラン（案）	
②	数値目標設定の考え方	
(3)	推進・評価の体制	14
①	行政改革推進本部の活性化と機能の向上・職員の意識改革	
②	財政運営状況の浸透による行政改革の目的・必要性の認識共有	
③	アクションプランの評価制度改善による実行度の向上	
④	次期行政改革大綱に向けて	

《別冊》

「生駒市行政改革大綱 後期アクションプラン 平成 22 年度～平成 23 年度（案）」

《別紙》

1	行政改革の推進体制	21
2	前期アクションプランの取組状況	23
3	経常経費の推移と行政改革の効果	33
4	後期アクションプラン「数値目標」設定の考え方	35

《資料》

1	生駒市行政改革推進委員会設置要綱	45
2	生駒市行政改革推進委員会委員名簿	47
3	生駒市行政改革推進委員会検討経過	48

1 提言にあたって

生駒市では、税収の落ち込みや社会保障関係費の増大等に起因して、厳しい財政運営を余儀なくされる中、行政改革推進委員会からの提言により H19 年 3 月に策定した「行政改革大綱」と「(前期)アクションプラン」に基づき、効率的で質の高い行政運営に向けた取組みを進めている。

行政改革大綱の推進期間(5ヶ年・平成 19 年度～平成 23 年度)の前半 3 年間に担う「(前期)アクションプラン」では、職員定数の適正化による人件費の抑制、市債残高の削減、本委員会の提言に基づく入札制度改革、事務事業・補助金の見直し、未利用財産の有効活用など幅広い分野にわたる改革の方策が掲げられ、市政運営の効率化、仕組みの見直しなどで一定の成果を挙げつつある状況である。

しかしながら、一昨年秋以降の世界的な景気後退を背景とした市税収入の落ち込みにより、今後、一層厳しい状況が見込まれるとともに、地方交付税等の縮小や行政サービスの拡大による義務的経費の増加を踏まえると、改革のスピードを緩めることはできない環境であると言える。

このような状況の中、本委員会では、平成 20 年に選任された第 2 期行政改革推進委員である学識経験者 3 名、団体代表者 2 名と一般公募市民 5 名の計 10 名の委員により、前期アクションプランの進捗及び運用の検証とともに、行政改革大綱の後半期間の取組のあり方、具体的な取組方策である「(後期)アクションプラン(案)」等について、行政内部の効率化を目指した 3 つの専門部会による個別課題の検討(「行政委員会報酬等検討部会」、「職員数の適正化及び給与等検討部会」、「外郭団体のあり方検討部会」。昨年 11 月に提言書を提出)と並行しつつ、平成 20 年 11 月以降、計 10 回にわたり広範な審議を行ってきた。

審議に当たっては、前半期間に引き続き、コスト削減など業務の効率化への取組を継続的に推進することの重要性を確認しつつ、行政改革大綱が標榜し、本委員会における検討の基本姿勢とも位置付けられるとおり、生駒市が目指す行政改革の最終目的は、市民福祉・市民満足度の向上にあることを委員全員の共通認識とした上で、行政改革大綱の総まとめとも言える後半 2 ヶ年(平成 22 年度・23 年度)の取組を掲げる「(後期)アクションプラン(案)」について、市から提示された素案をもとに意見の取りまとめを図ったところである。

検討の過程においては、前期アクションプランの取組状況と課題を丁寧に検証しながら、限られた資源の適切な配分により、市民サービスの向上につながる施策・事業の実施が可能となるような仕組みづくりに意を配るとともに、行政改革の推進体制や進行管理の充実強化についても重要な課題として位置付けながら、審議を進めた。

今回提言として示す「(後期)アクションプラン(案)」には、市民の負担増につながる取組項目が含まれ、今後、具体的な検討が行われると見込まれるが、この提言に先立ち、3 つの専門部会から提言した職員数・給与の適正化、議会改革、常勤特別職の給与や行政委員の報酬見直し、外郭団体のあり方など行政内部の合理化・効率化に早急かつ継続的に取り組まれ、市民に対して説明責任を果たされることこそが、実効性のある市政改革の筋道であると考えられるものである。

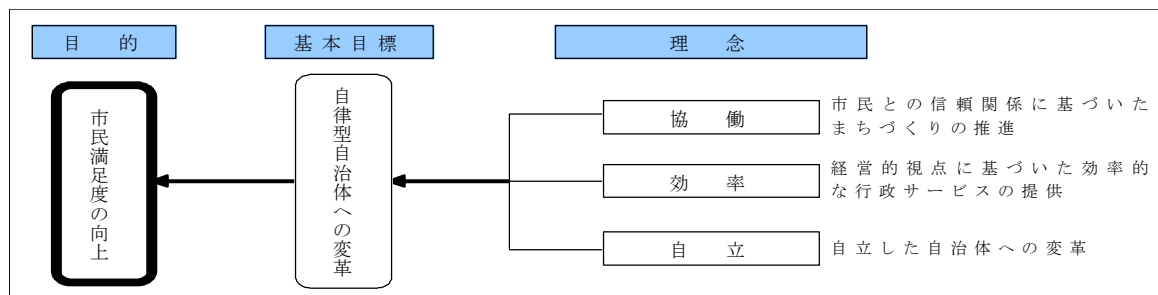
市におかれては、この提言書の趣旨を踏まえた「(後期)アクションプラン」を速やかに策定し、市民との情報共有を常に意識しつつ、積極的かつ迅速に取組みを推進されるよう要望するものである。

2 前期アクションプランの検証

(1) アクションプランの位置付け

生駒市では、本委員会からの提言に基づき、平成19年3月に「行政改革大綱」を策定し、社会経済状況に適合した効率的で質の高い行政運営を実現に向けた改革を推進している。

行政改革大綱では、推進期間を平成19年度から23年度までの5年間とし、次の基本目標・基本理念など、行政改革の基本的な方針を示している。



「アクションプラン」は、行政改革大綱に示された内容を着実・集中的に進めるため、行政改革大綱で定めた3つの“基本理念”（協働・効率・自立）と“取組み方針”に沿って、改革目標を明確にした、個々の〈アクションプラン〉を設定し、その下に具体的な〈取組項目〉を掲げ、それぞれについて、達成目標を定めている。

計画期間については、可能な限り速やかな取組みを推進するため、前期と後期に区分しており、現在は、改革の中間年までに実施する項目を掲げ、平成19年度から平成21年度までの3年を期間とする前期アクションプランの取組が進められている。

(2) 前期アクションプランの構成・執行体制

前期アクションプランの構成は、以下のとおりであり、50項目の具体的な取組が掲げられている。

アクションプランの概要	
協働	市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進 (1) 市政に関する積極的な情報提供：【分かりやすい財政情報の提供】等 (2) 目指すまちづくり像と役割分担の共有 (3) 市民の参加・参画・協働のための下地づくり：【市民自治基本条例の策定】等
効率	経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供 (1) 新しい行政運営の仕組みの確立と持続：【予算制度と連携した行政評価システム構築】等 (2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減：【入札制度の改革】等 (3) 行政資源の有効活用：【公有財産の有効活用】等 (4) 行政サービスの範囲の明確化：【補助金・交付金の見直し】等 (5) 民間活力の活用：【指定管理者制度の再検討】等
自立	自立した自治体への変革 (1) より能力や実績が評価される人事管理制度の構築：【新たな人事評価システムの構築】等 (2) 新たな挑戦を可能とする人材づくり (3) 自立に向けた組織・機構の見直し：【組織機構の簡素化】【外郭団体の見直し】等 (4) 健全な財政運営の確保：【財務指標の目標値の設定】【職員定数の適正化】等


生駒市行政改革大綱に基づくアクションプランについては、本委員会の意見等を踏まえながら、市長を本部長とし、すべての部長等で構成する生駒市行政改革推進本部を中心に、全庁的に推進すべき事項として取り組まれている。

(別紙1「行政改革の推進体制」)

進行管理については、毎年度、本委員会の意見を活用しながら、庁内の行政改革推進本部において、取組みの実施内容を確認し、前年度末の進捗状況について4段階での評価を実施するとともに、当該年度の取組内容を決定している。

しかし、後述するとおり、プラン内容の実務上の推進、進行状況のチェックの両面において、行政改革推進本部の主導性は発揮されていない状況にあり、効果的な取組を進める上で課題となっている。

(アクションプラン進行管理の流れ)

時期	内容 [◆：前年度分 ◇今年度分]
5月頃	[担当課] ◆前年度の実績を報告 ◇今年度の計画を確認
6～7月頃	[行政改革推進本部] ◆前年度実績の確認・進捗状況の評価 ◇今年度の計画を調整
	[行政改革推進委員会] ◆前年度実績・進捗状況の評価への意見 ◇今年度の計画への意見
7～8月頃	◆進捗状況の評価の確定 ◇今年度の計画を修正
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(計画の推進)</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">公表</div> </div> </div> <p>(同様のサイクルで実施)</p>

(3) 前期アクションプランの進捗状況

① 主要数値目標の達成状況

前期アクションプランにおいては、改革の進行状況を確認するため、可能な限り数値目標が設定されている。その中でも、行政改革を総合的に推進する上で、市政運営の効率化において根幹をなすと考えられる主要3指標の取組状況は以下のとおりである。

地方債残高については、大規模な公共事業の抑制、これまでに借り入れた地方債の繰上償還等の実施により、当初目標値を大きく上回り削減が進んでいる。

なお、厳しい財政運営状況を反映し、積立基金残高についても H18 年度末残高 134.9 億円に

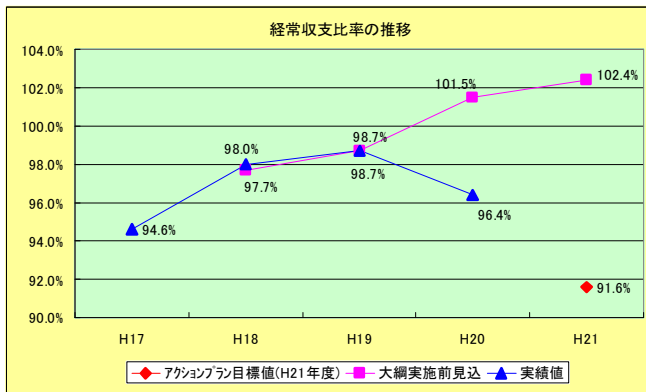
対し、H20年度末残高が92.6億円となるなど、減少傾向が続いている。

職員総数についても、定員適正化計画を定めて重点的に取組を進めた結果、目標のH17年度比で100人減を達成している。

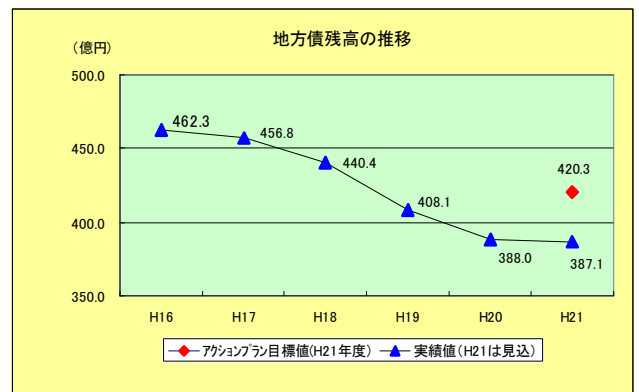
ただし、自治体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率（市税のような毎年収入される財源に対し、人件費や公債費（借金の返済費）などの経常的に支出される経費の占める割合）については、未達成の状況である。この要因、課題等については、後述する。

項目	目標数値	直近の数値	状況
経常収支比率	91.6% (21年度)	96.4% (20年度)	未達成
地方債残高	420.3億円 (21年度)	388億円 (20年度) [387.1億円(21年度見込)]	達成 (2年前倒)
職員総数	906人 (22年度)	907人 (21年度) [883人 (22年度見込)]	達成 (概ね1年前倒)

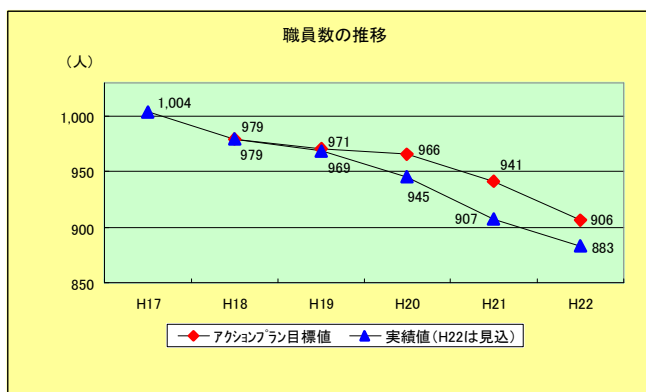
【経常収支比率】



【地方債残高[全会計（水道事業を除く）】】



【職員数】



※H21年度末残高は予算ベースでの見込
（事業の進捗等により更に圧縮されることが見込まれる。）

② 個別項目の進捗状況

前期アクションプランの進捗状況については、市の内部において、取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかを年度ごとに評価する作業が行われ、本委員会の確認と意見を踏まえて公表されている。

ただし、この評価の手法は、年度ごとの具体的な計画が行われたかどうかの点検のみにとどまっております。本委員会では、各取組項目の達成目標が果たされたかどうかという根本的な観点から、前期アクションプランの3年間を通じた実績を確認し、以下のとおり総合評価を行った。

このような観点による評価手法のあり方については、後期アクションプラン策定後、また、次期行政改革大綱の管理段階においても進行管理の課題として指摘されるものである。

なお、本委員会による今回の総合評価は、前期アクションプランの最終年度である平成21年度の終了前に行ったものであることから、最終的な3年間の成果の確認・評価は、平成22年度において、改めて実施される予定である。

[行政改革推進委員会による前期アクションプランの総合評価]

総合評価の区分		項目数	(%)
A	高い成果が得られた	18	36.0%
B	一定の成果が得られた	15	30.0%
C	やや不十分な成果にとどまった	14	28.0%
D	成果は不十分であった	3	6.0%
合 計		50	—

※個別の取組項目ごとの、総合評価・年度ごとの進捗評価については、別紙2「前期アクションプランの取組状況」を参照

(4) 前期アクションプランにおける課題

① 個別項目における課題

上記で検証したとおり、アクションプランの前中期期間においては、【情報公開制度の充実】や、【市民自治基本条例の策定】、【パブリックコメント制度の確立】、【コンプライアンス体制の整備】、【入札制度の改革】、【補助金・交付金の見直し】、【職員定数の適正化】といった取組項目において、目標を達成し、又は一定の成果が確認された一方で、十分とは言い難い成果にとどまっている項目も見受けられる。

前期アクションプランにおいて成果が不十分な項目として、本委員会の総合評価で、C（やや不十分な成果にとどまった）又はD（成果は不十分であった）としたものは、次の表のとおりであり、全取組項目（50項目）の1/3強の項目となっている。

これらの取組項目には、一定の取組はなされたものの当初想定した水準には達していないもの（民間委託の推進、外郭団体の見直し・経営状況の公表、納税環境の整備）、目的達成のための具体的な方策について、費用対効果などを踏まえて再検討を要すると考えられる項目（電子市役所の構築）、行政改革の手法としては方法論が確立しておらず、実施のあり方についての調査検討に時間を要しているもの（予算制度と連携した行政評価システム構築、新規施設整備のガイドラインの作成、公共工事におけるコスト削減対策の推進、行政サービスの範囲の検討（市場化テスト

の活用)) もあり、低い評価となった主な原因と考えられる。

これらの項目のうち、位置付けの見直し、手法の変更等が必要と考えられるものについては、今回提言する後期アクションプラン（案）の実施内容において所要の修正が加えられている。

また、今期（H19～23年度）の行政改革については、本格的な改革に向けた確固たる基盤を整え、幅広い分野で市政運営の改善の方向性を提示することがひとつの目的でもあったことから、アクションプランの取組項目が広範囲かつ網羅的となった結果、その意義や優先順位を精査すべきと考えられた取組項目の実施が先送りされたことも、低い進捗と成果になった要因のひとつとして挙げられる。（利用者等満足度調査の推進、公共施設の有効活用計画の策定、民間活力導入体制の確立、任用制度等の見直し、職務職責の明確化）

この背景には、各取組項目の担当部署が一定の所属に集中しており、改革の実施段階において行政改革推進本部の主導による組織間の連携などが有効に機能していなかったことが指摘できる。

担当部署や関係課の連携、全庁的な取組、また、取組項目の絞り込み・重点化といった課題については、前期アクションプランの枠組みを継承することが前提となっている後期アクションプランの策定時においては、直ちに解消することは困難であるが、その実施段階又は次期行政改革大綱においては、十分に考慮されるべき課題である。

評価	項目数	取組項目
C (やや不十分な成果)	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算制度と連携した行政評価システム構築 ・ 電子市役所の構築 ・ 民間委託の推進 ・ 新規施設整備のガイドラインの作成 ・ 主要施設の修繕計画の立案 ・ 公共工事におけるコスト縮減対策の推進 ・ 行政サービスの範囲の検討 ・ 任用制度等の見直し ・ 給与制度の見直し ・ 職務職責の明確化 ・ 外郭団体の見直し ・ 経営状況の公表（外郭団体） ・ 財務指標の目標値の設定 ・ 納税環境の整備
D (成果が不十分)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者等満足度調査の推進 ・ 公共施設の有効活用計画の策定 ・ 民間活力導入体制の確立

[経常収支比率の状況について]

前述のとおり、アクションプランにおける主要な取組項目のひとつとして、【財務指標の目標値の設定】という項目において、経常収支比率の改善目標値が設定されているところであるが、未達成の状況である。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す数値であることから、一般的にその値が高ければ、人件費や公債費（借金の返済費）、社会保障費などの毎年必ず支出しなければならない経費に多くの財源を充てなければならない状況にあることを示し、地域の条件の変化に対応した政策選択の幅が小さくなるため、時代の要請、市民のニーズに機敏かつ大胆に対応することが難しくなることになる。

これを踏まえ、アクションプランにおいては、行政改革による効率化の効果を計る上で、これを端的かつ総合的にあらわす指標として経常収支比率の目標値を設定しているところである。

前期アクションプランにおける経常収支比率については、H20 年度時点で 96.4%であり、H21 年度の目標値 91.6%を達成することは困難な状況であるが、経常収支比率を押し上げている要因については、少子高齢化の進展や景気の低迷等による社会保障関連経費の急激な増加、景気の動向による地方税収の減少、国から交付される地方交付税の削減などが挙げられる。

特に経常経費の面では、過去の建設事業に対する公債費や法令等により支出水準や範囲が固定化されている社会保障関連経費などについては、市の裁量によるコントロールは困難であるとともに、経済情勢や労働力人口の減少による市税収入の低迷が、比率の悪化に拍車をかける状態である。

さらに、生駒市特有の事情として、交通費助成をはじめとする高齢者に対する助成が充実していることやごみの中継施設（清掃リレーセンター）を持っていること、市域が南北に長いために消防分署を 3 箇所持っていること、3 歳児からの保育の実施や市立幼稚園が 9 園あるなど幼稚園教育が充実していることなどが、比率が高くなっている地域要因のひとつであると考えられる。

このように毎年の支出が避けられない経常経費の中には、市が単独で手厚い措置を講じている福祉や教育の経費も含まれていることから、比率の引き下げに向けた削減が過度になると、市民サービスの低下につながることは指摘しておかなければならない。

このような経常収支比率の悪化要因が並ぶ一方で、市民への行政サービスの提供については、主に市長の公約・マニフェストの主要項目である子育て支援、教育の充実といった分野で新たな施策・事業が積極的に展開され、充実が図られている。

その意味では、人員や各種手当での削減などによる人件費削減、入札制度の見直し、第三セクターの整理、民間活用による施設管理の適正化、補助金の削減、市債の繰上償還など、前期アクションプランを中心とした種々の行政改革の取組が、経常経費の抑制や新規施策を展開するための財源確保の面で、一定の成果をあげているとも捉えられるところである。

また、アクションプラン策定上の問題点としては、前期の目標値として設定した 91.6%という数値は、H17 年度決算時点の 94.6%という数値を目標年次である H21 年度に向けて年に 1%ずつ削減するといった形で設定されており、上記で示した社会保障関連経費の伸び、子育てや教育など市長マニフェストの実行による経費の増加といった事項を加味しておらず、現実と乖離した目標設定になっており、精緻さに欠けていたことも指摘される。

さらに、前期アクションプランでは、年度ごとの数値目標が示されていなかったが、行政改革の効果を的確に把握し、課題を明らかにするため、目標値の設定に当たって、後期アクションプランと連動した中期財政計画の数値を用いるなどにより、年度単位で改善状況が検証可能となるような

措置を講ずるべきである。

現時点では、前期アクションプランが掲げる目標値と中期財政計画による数値が併存しており、一種のダブルスタンダードともなっていることから、これを是正する意味でも、統一が望まれるところである。(両計画における数値の位置付け等については、下記の表を参照)

いずれにしても、健全な行財政運営を確保するためには、固定化した経費の削減に引き続き取り組むことは不可欠であり、後期アクションプランにおいては、実情に即した目標設定が求められるところである。

前期アクションプランにおける経常収支比率と行政改革の関係性については、別紙3「経常経費の推移と行政改革の効果」を参照されたい。

[各種計画の位置付けと経常収支比率の数値設定の考え方]

【行政改革大綱アクションプラン (前期)】	
位置付け	行政改革の具体的取組項目を示すとともに、行政改革の取組の最終目標を掲げる計画
策定時期・計画期間	策定：H19.3月 期間：H19～21年度
経常収支比率の数値設定の考え方	職員の退職手当、扶助費の増等による経常的な支出の増加が見込まれたものの、行政改革による効率化を徹底する観点から、高い努力目標として設定したもの
【中期財政計画】	
位置付け	・予算編成や実施計画の策定の基礎とするために策定するもの。 ・今後5年間の経常収支の見通しを明らかにし、政策的経費に投資可能な一般財源の額を試算する。
策定時期・計画期間	策定：毎年10月頃 期間：5年間(ローリング方式で毎年策定)
経常収支比率の数値設定の考え方	財政運営の実態に即して試算。実現可能な範囲で以下の行革努力を見込む。 ・定員適正化計画による人件費の減 ・地方債の繰上償還等による公債費の平準化 ・その他の行革による物件費、補助費等の減

② アクションプラン策定・推進上の課題

[前期アクションプラン策定の経緯]

前期アクションプランにおける課題を把握・検証する上で、その策定経緯の概要を整理すると以下のとおりである。

〈行政内部における経緯〉

- ・市による前期アクションプランの素案については、市長マニフェストの実現とともに、国から策定が求められていた集中改革プランの項目(事務事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化等)への対応を図ることを踏まえて作成された。
- ・市の素案の作成に際しては、関連部署(職員課、財政課、市民活動推進課など)との個別ヒア

リングが複数回行われたものの、市長を本部長とする行政改革推進本部においては、取組項目や達成目標の妥当性についての検討の深度や調整は、充分踏み込んだものではなかった。(事務局説明による)

- ・先に述べたとおり、経常収支比率等の目標値の設定についても、財政運営上の実情を積み上げたものではなく、高めの努力目標として設定がなされた。

〈行政改革推進委員会（第1期）における経緯〉

- ・前期アクションプランについては、市が検討の素案を作成し、本委員会の会議において要点を審議する形が採られた。
- ・市の素案を受けた本委員会による審議においては、並行して作成を進めていた行政改革大綱との整合性や、中心となる項目に重点化する形で検討が進められた。
- ・個々の取組項目に対する意見については、事前（会議開催前）に各委員から意見を事務局に提出し、あらかじめ整理した上で会議の場で検証する手法も採られた。
- ・審議の結果、重要項目の数値目標の変更、アクションプランの推進期間を5年から3年に短縮するなどの修正がなされた。
- ・行政改革大綱と併せて、行政改革推進委員会によるパブリックコメント手続が実施され、提出意見を踏まえた修正を行うなどの対応がなされた。

[アクションプランの課題]

- 行政改革の狙いと目的が行政内部に浸透していないため、改革の重要性と必要性の認識が共有されず、策定時を含めて全庁的な取組に至っていない。
- ・アクションプランの実施・管理は、特定の部署（行革担当、財政担当、人事担当）のみの取組にとどまっており、その他の部局においては、行政改革の取組が行政全体の取組であるとの認識が希薄である印象を受ける。
- ・各担当部署においては、アクションプランの年度計画に沿った具体的実施内容の調整・計画、実施、実施内容の検証といったマネジメントサイクルが機能していない。
- ・アクションプランに基づく取組は、すべての部署における通常業務のひとつとして義務付けられたものであるとの認識が必要である。
- ・改革の目標を実現するためには、行政改革大綱に「職員一人ひとりの意識改革がなければ実現することはできない」とあるとおり、職員意識の向上は不可欠であるが、その前提として行政改革大綱（アクションプラン）の内容自体や財政運営の実態を深く浸透させることが不可欠である。
- ・行政改革大綱では、「生駒市行政改革推進本部を中心に、全庁一丸となって改革を推進」と謳われているが、実質的には、行政改革推進委員会における審議状況の確認、実施予定の改革

項目についての意見交換等が主な審議事項となっており、計画策定時等における具体的な立案や各部局における行政改革推進上の課題の掘り起こしといった活動までには至っていない。また、詳細な議事内容についても記録化が不十分である。行政改革推進上の主導的な役割を果たすべき機関としては、必ずしも効果的に機能していないと思われる。

[行政改革推進本部における主な議題等]

H18年度	4回開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進委員会の概要、検討スケジュール等の周知・確認 行政改革大綱について、庁内プロジェクトチームによる素案を確認 庁内での事務事業総点検の実施概要を確認 行政改革推進委員会専門部会の提言の確認 <ul style="list-style-type: none"> 補助金部会による個別補助金の提言については各部から対応方針を提示 行政改革大綱・前期アクションプラン案についての意見交換を経て市の計画として決定
H19年度	5回開催	<ul style="list-style-type: none"> 19年度の前期アクションプランの取組予定の確認 19年度の行政改革推進委員会の取組内容を確認 附属機関等の見直しを協議 <ul style="list-style-type: none"> 取扱指針の検討、廃止統合する機関の抽出、報酬改訂等 補助金の見直しを協議 <ul style="list-style-type: none"> 委員会提言に沿った見直しの協議 パブリックコメント手続条例の内容確認 行政改革推進委員会専門部会の提言の確認 広告収入検討プロジェクトからの報告
H20年度	3回開催	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランの19年度進捗の確認・評価と20年度の取組確認 20年度の行政改革推進委員会の取組内容を確認 委員会の提言を受けた個別事務事業の見直し手法を協議
H21年度	現在まで6回開催	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランの20年度進捗の確認・評価と21年度の取組確認 21年度の行政改革推進委員会の取組内容を確認 委員会提言を受けた未利用地売却の方針、手法を協議 行政改革推進委員会専門部会の提言を確認、改革方針を協議 後期アクションプランの体系を検討、素案の確認、意見集約

※上記の議題とは別に、行政企画会議（メンバーは同じ）において、総合計画の素案協議、組織改革の検討、職員提案の審査等が随時行われている。

- ・前期アクションプランの個々の取組項目の抽出、達成目標の設定など素案の作成等についても、各担当部局から自主的な提案を求めるなどの過程は経ておらず、実施段階での確実な進捗を担保する意味においても庁内のコンセンサスを得るための取組が不足していたものと思われる。行政改革推進本部の機能のあり方や盛り込むべき項目の重点化など、アクションプランを作成する上での方法論について、次期行政改革大綱も見据えて議論が必要である。

○ 進行管理の手法と体制が不十分で、効果的な進行管理が行われていないため、計画どおりの推進が図られない。

- ・前期アクションプランにおける数値目標の設定手法において、データ等に基づく具体的な見通しではなく、総じて努力目標的な設定となっているため、現場の感覚との乖離が生じていると思われる。
- ・アクションプランの進行管理・進捗評価の手法が確立していない。(現在、市における進行管理は、別紙2「前期アクションプランの取組状況」の本委員会による総合評価欄を除いた形で取りまとめられている。)

現在の評価では、毎年度1回の頻度で、個々の取組項目についての実績を簡単に記載し、A～Dの4段階で評価しているが、進捗が遅れている項目や未着手の項目について、その原因・理由等の記載が見られない。

また、数値目標の達成度、取組の効果額、今後の方向性といった事項についても記載されていない状況である。

なお、前期アクションプランの総括評価については、取組期間が終了する前に実施されていることから、適正な進捗把握のための評価実施時期についても検討課題である。

- ・現在の評価の尺度は、年度ごとの進捗を基準としていることから、当初設定した目標に対する進捗状況が把握しにくくなっており、数値目標を設定している項目については、可能な限り年度ごとの達成値を明示すべきである。
- ・進捗状況の説明や評価内容についても具体的な表現に欠けることから、行政改革の効果が見えにくくなっており、市民への分かりやすい説明の手法が求められる。
- ・進捗評価については、現在も行政改革推進本部の審議事項とはされているものの、精緻な審議は行われておらず、徹底した検証が求められる。
- ・市では、各部長が年度当初に部としての組織目標を作成し、年度の終わりにその成果を評価する「部の仕事目標」という制度を導入し、その目標を人事評価の目標としても位置付けるとともに、所属(課)レベル以下においても、課の目標となる「行政目的達成シート」を作成するなど目標の共有と管理について、一定の体制が整備されている。

アクションプランの主要な項目については、この体系に沿って管理が行われているものの、担当する取組項目の偏りが大きく、項目数が多い部署などでは個々の項目のすべてについて目標管理を行うには至らず、各部署(部課長)が自覚と責任を持って進行管理を行う体制は充分とは言えない状況である。

3 後期アクションプラン(案)

以上で検証したとおり、現在のアクションプランにおける進捗状況のほか、策定、実施、評価の各段階における課題を踏まえ、次のとおり、後期アクションプラン(案)と推進・評価のあり方について

て提言を行う。

なお、この後期アクションプランについては、行政改革大綱の基本方針・考え方の基礎の上に成り立つべきものであることを勘案し、前期アクションプランの枠組みを基本的に継承するものとしたことから、後期アクションプランの策定時において解消が困難な課題等については、その実施段階又は次期行政改革大綱において、さらなる検討・充実を図るべきものである。

(1) 後期アクションプラン（案）策定の基本的考え方

① サービス向上の視点

行政改革が目指すべき目的は、効率化を追求すること自体ではなく、行政運営の仕組みを見直すことにより、市民福祉・市民サービスの向上という成果をあげることであり、行政改革大綱の基本理念を認識した上で検討を行った。

② 健全財政・効率性の視点

厳しい財政状況の中において、福祉施策や環境対策など高度化・多様化する行政課題に適切に対応し、持続的な都市経営を進めていくためには、財政の健全化、弾力性を維持することが重要である。これを踏まえ、最少の経費で最大の効果を挙げることを基本として、市民への積極的な財政情報の提供に努めながら、歳入の確保・歳出の見直しに取り組む内容とする。

③ 市民・民間との連携の視点

公共的サービスの担い手として期待される市民団体・NPO、事業者等多様な主体との連携や民間活力の導入を図り、「行政でなければ解決できない課題」の選択と経営資源の重点化により、経費の削減と行政サービスの維持・向上を目指すものとする。

(2) 後期アクションプラン（案）

① 後期アクションプラン（案）

本委員会が確認・検討した「後期アクションプラン（案）」は、“別冊”のとおりである。

この後期アクションプラン（案）は、本委員会による個別の取組項目についての詳細な状況把握により構築されたものではなく、市において、各関係部署との調整を経て取りまとめられた検討のたたき台としての枠組（素案）をもとに、主要な取組項目や達成目標の妥当性について確認・検討を加え、意見具申を行うものである。

後期アクションプラン（案）については、前期プランの進捗や状況の変化を踏まえ、前期プランにおいて取組が遅れている項目について現状を把握した上で、原則として「アクションプラン名」の体系を維持しつつ、具体的な「取組項目」に必要な修正を加えるとともに、適宜新たな視点での取組項目が追加されている。

記載については、前期プランと同様にそれぞれの取組項目について、達成目標を定め、可能な限り数値目標を設定するとともに、担当部署を明確化している。

② 数値目標設定の考え方

数値目標において掲げた値の根拠等については、別紙4「後期アクションプラン「数値目標」設定の考え方」を参照されたい。

特に、前期アクションプランの課題としても指摘したとおり、【財務指標の目標値の設定】の項目における経常収支比率の改善目標値については、社会保障関連経費の伸び、子育てや教育など重点施策による経費の増加、一定の行政改革の効果、市税収入等の予測といった事項を加味して設定すべきものであることから、現実的な財政運営の見込みである中期財政計画の数値を用いることとした。これにより、年度ごとの数値比較、改善状況の把握も可能となることから、適正な行革効果の検証が可能になるものと見込まれる。

後期アクションプラン（案）においても、数値目標の設定や各年度の計画において、明確とは言い難い取組項目も一定数見られるところであるが、今後、本委員会による状況確認、意見具申を適宜行うことにより、必要な軌道修正等を行うことも視野に入れる必要がある。

[主要な取組項目と財政効果]

後期アクションプラン（案）にあつては、行政改革大綱の基本理念に沿って、その目標を達成するために広範囲にわたる取組項目が掲げられているが、特に集中的かつ重点的な実施が期待されるものなど、主な取組項目としては以下が挙げられる。

この主な取組項目のうち、改善・改革の成果として現時点で算出可能な項目の財政効果の額は、約17億2,500万円と見込まれている。（効果額のうちには、複数年度にわたって効果が継続（累積）するものが含まれるが、期間内の各年度に係る効果額（見直し額）の単純合計としている。）

このほか、取組項目の具体的な実施内容が決定された後に効果額が算定可能となるものについては、実績として明らかにしていくべきものである。

なお、前期アクションプランにおける改革の効果については、別紙3「経常経費の推移と行政改革の効果」を参照されたい。

主な取組項目		効果額の見込（H22・23年度）	
		（千円）	算定基礎
1 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進			
第5次総合計画の浸透と目標の共有	計画周知・推進市民委員会の設置等		
市民自治の推進	自治基本条例の運用・推進会議の運営等		
	常設型市民投票条例制定		
まちづくり活動への支援	市民税1%支援制度の導入		

2 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供			
入札制度の改革	入札制度改革の継続－電子入札の全面適用等	422,000	H17・H20年度の落札率の差×H22工事費見込額×2年分
民間委託の推進	事業棚卸しの実施（行政サービス範囲の基準検討）	282,000	前期プラン主要事業見直し実績と同額
行政サービスの範囲の検討			
公有財産の有効活用	未利用地の売却・有効活用	67,000	行革委員会提言による売却見込額（既売却分除く）×50%
使用料・手数料等負担の見直し	ごみ有料化検討		
補助金・交付金・負担金 の見直し	補助金等の個別検証	40,000	H21年度予算経常的補助金・負担金×5%
指定管理者制度の再検討	公募施設の拡大・直営社会教育施設への導入	90,000	前期プラン実績（山麓・自動車駐車場・倭苑）と同額
3 自立した自治体への変革			
給与制度の見直し	職員給与体系等の見直し	46,000	管理職員2%・一般職員1%給料カット
	行政委員会報酬を日額制に移行	14,000	行革委員会提言による効果額
	常勤特別職の給料を10%削減	3,000	行革委員会提言による効果額
組織機構の簡素化	組織再編・事務分掌見直し		
附属機関等 の見直し	附属機関委員報酬見直し	8,000	報酬単価を1万4千円→1万円と仮定
外郭団体の見直しと 透明性の確保	外郭団体への職員派遣見直し	7,000	シルバー人材センター運営補助金の減額
財務指標の目標値の設定	経常収支比率95.6%以下		
	起債残高236億円以下	108,000	H20・H23年度の支払見込利子差額
職員定数の適正化	H24.4.1で840人以下	569,000	67人削減による給与削減見込額
各種手当の見直し	特殊勤務手当の見直し	1,000	行革委員会提言による効果額
	住居手当の見直し	15,000	行革委員会提言による効果額
福利厚生 の見直し	職員互助会補助金の廃止	6,000	行革委員会提言による効果額
時間外勤務手当の削減	週休日勤務命令の振替期間拡大	31,000	行革委員会提言による効果額
広告収入手法の拡大	広告媒体拡大	1,000	広告媒体拡大による増収見込
税源の涵養	企業誘致施策の推進	15,000	1社当たり年間市税収入見込×H23年度末までの誘致見込（4社）
合計		1,725,000	

(3) 推進・評価の体制

後期アクションプランを実質的に推進する組織は、前期と同様に、市長を本部長とする行政改革推進本部である。

前期アクションプランにおいては、行政改革推進本部の主導により担当部署への意識の浸透を図るための働きかけが不十分であったことから、行政改革の取組そのものが、一部の部署による実施にとどまっており、誰が責任を持って進めるのかといった根幹的な部分で、意識の共有がなされて

いない状況である。

また、進捗状況の評価・確認についても本来、精緻な検証をなすべきである行政改革推進本部の役割を本委員会が果たしているような状況であることから、行政改革推進本部の機能向上が最も急務であると考えるところである。

このような観点から、上記で検証した課題を踏まえ、後期アクションプランの本来の効果が発揮されるよう、その推進体制、評価のあり方について、以下のとおり提言する。

① 行政改革推進本部の活性化と機能の向上・職員の意識改革

行政改革推進本部において、市長（本部長）の主導により、アクションプランの進行管理を行い、未達成の場合はその要因と理由を明確にするとともに、担当部局の責任を明確にし、その改善策の検討と提案を指示することとすべきである。

行政改革推進本部の機能の一つである進行管理を、徹底した進行管理手法と体制に改革することによって、本部の活性化とその機能の向上を図るとともに、担当部局の意識の変革を促し、アクションプランの確実な実行を担保することが必要である。

市の行政改革の成否を握るのは、行政改革推進本部の取組の姿勢であるといっても過言ではない。行政改革の最終目的である市民サービスの向上を実現するためにも、最終的な責任を負う機関としての高い意識が求められる。

また、アクションプランの実施・管理が特定の部署に集中しており、組織全体としての取組に至っていないという課題に関しては、前期の枠組みを継承するという前提上、後期アクションプラン（案）においても解消はされていないところであり、取組項目の重点化・絞り込みの是非、組織体制のあり方も含めて次期行政改革大綱における課題とすべきである。

その中で、後期アクションプランの実施段階における実状に即した対応としては、機動的・流動的なプロジェクトチームをはじめとする組織間の横の連携を踏まえた機能的な手法を採用することにより、関係課はもちろん、できるだけ多くの部署・職員をアクションプランの推進に参加させる仕組みづくりも考慮すべきである。

さらに、行政改革大綱の基本理念のひとつでもある政策的に自立した自治体を目指すためには、自ら考え、主体的に行動し、自ら政策を策定・実践できるプロ意識を持った職員の存在が不可欠である。参画と協働のまちづくりが進展する中で、市民生活の向上発展に真摯な態度で貢献し、市民の信頼を得るためには、職員一人ひとりの意識と能力の向上が何よりも求められている。

② 財政運営状況の浸透による行政改革の目的・必要性の認識共有

生駒市の財政状況に関する情報は、現在も適宜、内外に提供されているところであるが、市民はもとより職員においても行政改革の必要性和重要性を真に理解し、認識させるに至っていない。

財政的な危機感を煽るのではなく、職員及び市民の意識改革と行政改革に対する認識を共有することを目的に、中・長期的な財政予測に基づく収支状況と、改善策に関する情報提供の充実を

図り、行政改革の必要性と重要性を理解するとともに、その認識を共有することが必要である。

また、行政改革の進捗状況についても市民にとって分かりやすく、効果や根拠を明確にした説明が求められる。

本委員会では、市が行う行政改革の最終目的は市民満足度の向上にあることを幾度となく確認してきたところであるが、単に人件費などの経費を削減した、借金を減らしたといったことだけでは、サービス向上についての市民の実感は希薄とならざるを得ないのも事実である。

このような観点を補完するため、本委員会では、別紙3「経常経費の推移と行政改革の効果」において、行政改革の推進による経常的な経費の抑制が、子育てや教育など新規施策の実現に寄与していることを示す試みを行ったところである。

市民満足度の測定や評価のあり方、方法論は未だ確立していないが、市においても、行政改革の積極的な推進が、まちづくりの共通目標として提示されている「総合計画」の実現、重点的に取り組むべき政策や施策の前進に寄与するものであることを分かりやすく伝えていくとともに、市民意識を的確に把握する努力が必要であろう。

市民との情報共有については、行政改革の基本理念を貫く根幹としても位置付けられているところであり、情報公開の透明度を向上するという観点から、アクションプランに掲げられた制度や事業内容の分かりやすい説明・周知のほか、事業の実態や課題、各種の評価、監査の詳細（請求内容）といった事項の公表なども含めて更なる向上が求められるところである。

③ アクションプランの評価制度改善による実行度の向上

アクションプランの進行管理は、現在、管理部門のみによる進捗状況の把握と評価が行われている状況であることから、行政内部の全部局に対して、各取組項目の趣旨に合致する施策・事例の報告を求めるなど、全庁的な取組として定着させるべきである。

進捗の評価は、年度当初の4月・5月に必ず実施するものとする制度を定着させ、全庁的な浸透を図るとともに、年度の間時点でも当該年度計画の進捗状況（数値目標の到達状況等）を把握するほか、評価の手法については、単年度ごとの取組を実施したかどうかではなく、それぞれの取組項目の目標を達成したか（成果はあったか）という視点を重視して構築するなど、計画の実行度の向上を図ることが必要である。

また、進捗評価の結果を中期実施計画（翌年度以降の主要事業の計画）の査定や次年度の予算編成に有効に活用する仕組みについても検討すべきである。

さらに、進行管理の状況を市民に分かりやすく示すため、公表用の様式を工夫し、進捗が遅れている項目や未着手の項目の原因・理由等を記載するとともに、数値目標の達成度、今後の方向性、課題となっている事項のほか、目標の修正が必要な場合はその旨とスケジュール管理といった項目についても積極的に明示することが望まれる。

今期の行政改革の5年間を通じた成果の検証についても、市の行政改革推進本部において、徹底した取組が求められる。

このようなアクションプランの管理手法をさらに実効あるものとするためには、職員、特に部課長などの自覚と責任を持った取組が不可欠であり、管理職員のアクションプランに対する取組み姿勢とその成果を、市が実施している人事評価制度の評価対象とすべきである。

管理職員がアクションプランの取組項目を受けて、所掌する業務の効率化の推進や創意工夫による市民サービスの向上といった事項を自己の人事評価上の業務目標に設定することで、行政改革の効果的なマネジメントのほか、目標達成に向けた職員の責任感とモチベーションの向上も期待できるものである。

また、その進捗状況や成果については、現在も取り組まれている「部の仕事目標（部長マニフェスト）」の一部として、中間評価も含めて市民に明らかにされるべきであり、その取組がアクションプランの進行管理にもつながるものである。

④ 次期行政改革大綱に向けて

本委員会では、自ら提言した行政改革大綱の枠組みに則り、後期アクションプランの提言を行うものであるが、そもそもアクションプランをどのように策定していくことが望ましいのかといった議論は充分とは言えない状況であり、現在の行政改革の目標年度であり、次期行政改革大綱の策定作業も予定されている平成 23 年度に向けて、アクションプランの意義を再確認すべきであると考えます。

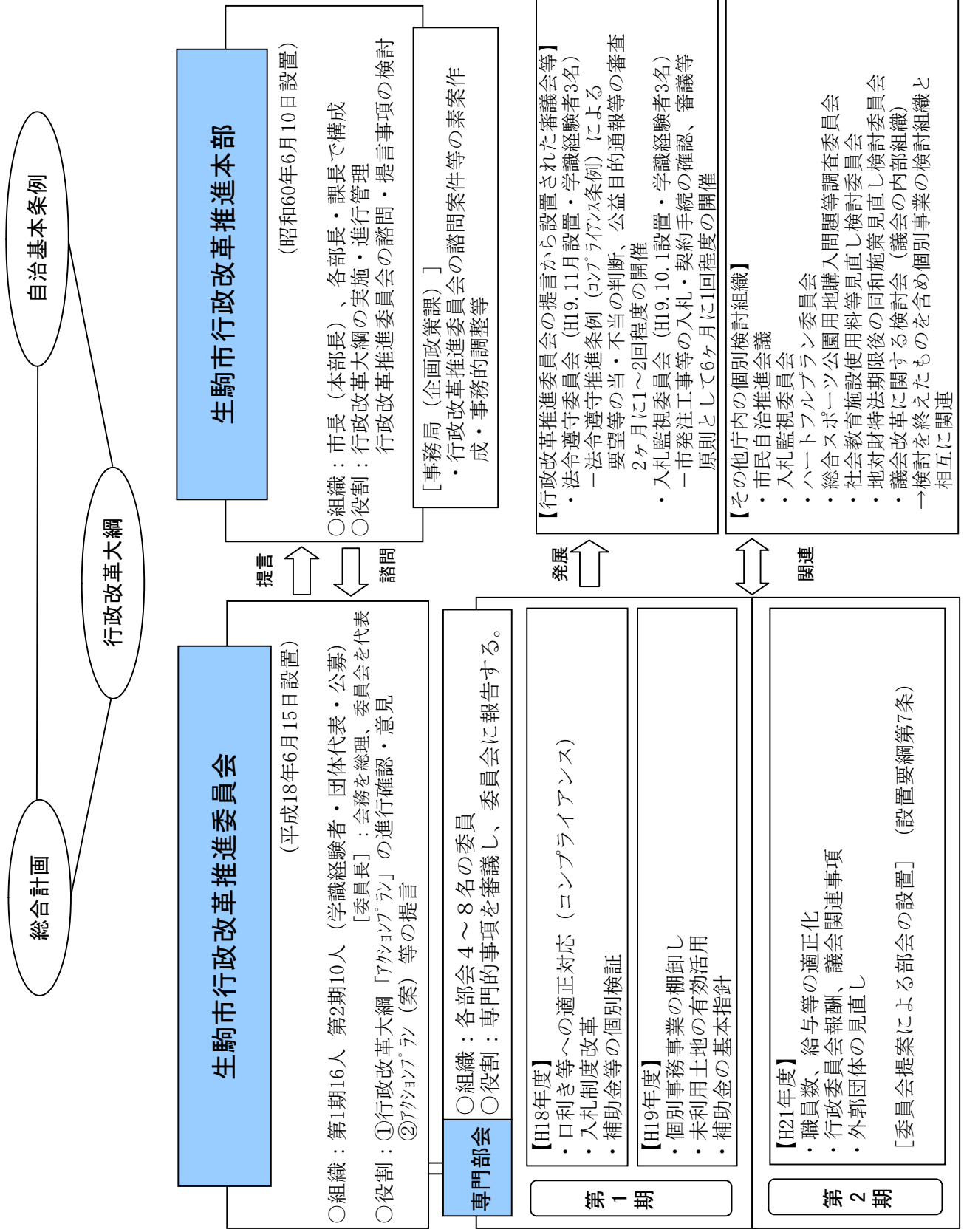
行政改革の基本的な方針を掲げた行政改革大綱を受けて、現在のアクションプランのような実施計画を定めることの必要性を改めて検証するとともに、取組項目の絞り込み・重点化の是非、本委員会のような外部機関の関わり方、効果的かつ実態を踏まえた審議や策定の手法などの課題を整理するとともに、全庁的に各職場からのボトムアップ型の改革提案を促す環境整備も図るべきであろう。

また、改革を進める場合は、市民意識のレベル、動向を敏感に察知し、市民がどのように受けとめ、評価するのかについて、特に注意を払いながら事業・制度の設計、実行を図るべきである。

市におかれては、後期アクションプランを速やかに策定・実施に移し、今期行政改革大綱の総仕上げに向けて着実に取組を進められるとともに、行政改革は、終わりのない取り組みであると同時に永遠の課題であることを明確に認識し、刻々と変化する環境のなかで、持続可能な都市経営を目指し、不断の決意をもって改革に取り組まれない。

なお、平成 22 年 4 月 1 日から生駒市自治基本条例が施行される。この条例の基本は、市民と行政（市長、職員）そして議会（議員）がそれぞれ役割分担しながら参画と協働のまちづくりを進めるところにある。そうした基本理念の下、行政改革を遂行するに当たり、市民及び職員らに負担を求めることが生じる中、議会関係も行政改革を推進されることに期待するものである。

《別 紙》



【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

- ※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
A:計画達成又は計画を上回って実施 B:計画の一部を実施 C:検討中又は調査研究中 D:未着手
※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したものの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
A:高い成果が得られた B:一定の成果が得られた C:やや不十分な成果にとどまった D:成果は不十分であった
※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組み方針	アクションプラン名	【取組み項目】	達成目標	数値目標 当初計画	年度	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
						当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込を含む)	各年度末	総合		
1	1	【分かちやすい財政情報の提供】 現在の財務状況や将来的な財政見込みを分かりやすく公表する。(将来的な財政見込みについては「中長期の財政計画の策定・公表」参照)	市民や職員が財政状況を理解し、中長期的な視点に立って施策や事業のあり方について議論できる		H19	・将来的な財政見込(財政計画)など、中長期的な視点に立った経営情報の提供 ・ホームページ等を活用し、財政状況を分かりやすく公表 (H18:事業と予算の解説書の発行)	○中期財政計画「財政健全化計画を分かりやすい形でホームページで公表 (H19.11月) ○H18年度行政コスト計算書の公表 (H19.9月) ○予算編成過程での公表 (H20.2月) ○H19年度の「生駒市の事業と予算」を発行 (H19.6月)	A	A	広報紙等で財政状況の概しを市民に伝え切れていない印象がある	財政課
1	1	【投資的・事業に関する情報提供の充実】 施設整備などの重要案件については、費用対効果に加え、事業の効果やリスクなどを、市民が比較検討できる情報を提供する。また、必要に応じてパブリックコメントを実施する。(「パブリックコメント制度の確立」参照)	市民が投資的・事業に関する詳細な情報を事前に把握している	投資額1億円以上の投資的案件的情報提供率100%(平成21年度から)	H19 H20 H21 (以降予定)	○新病院タウンミーティング実施(H19.9月) ○実施計画(翌年度以降)に実施する個別事業の計画)を公表、事業資料と事前評価資料を添付 ・施設整備時に公表すべき項目の検討、設定 ・投資的・事業を立案した場合は随時情報提供 ・パブリックコメントの運用	— C B	B	個別のタウンミーティングの実施にとどまらず、大規模事業等については、以前よりも情報公開が進んでいると考える	関係課	
1	1	【電子情報サービスの充実】 インターネット等のIT技術を活用し、行政運営の透明性を高めるための情報提供を積極的に進めるとともに、電子申請や施設予約システムなどのサービスの拡充を図る。	市民が必要な情報を容易に入手できる様々な市民サービスやインターネットで利用できる	ホームページのアクセス件数15%増(IP平成21年度まで)	H19 H20 H21 (以降予定)	・積極的な情報提供の実施 ・電子申請システムの充実(電子申請、施設予約システム) ・ホームページのアクセシビリティ(見やすさ等)の向上 ・インターネットを活用した各種市民サービスの検討、導入	○ホームページ作成にCMS機能(ホームページの各管理システム)を活用(H19.4月) ・容易に情報を編集、発信できる機能により、各課から積極的な情報発信を行う。 ・アクセシビリティ(見やすさ等)向上に対応。文字サイズや配色に配慮したり、文字読み上げ機能に対応できる。 ○電子申請システム「施設予約システム」の利用範囲拡大(H19.12月) ・図書館(東地区公民館) ・鹿ノ台地区公民館	A A A	A	・アクセス件数の目標は達成 ・高齢者などパソコンを利用しない層への対応も必要	情報政策課
1	1	【情報公開制度の充実】 市民への説明責任を果たし、公正で開かれた市政をさらに推進するため、情報公開制度の充実に向けた検討を図る。	公文書が迅速かつ適切に公開される。		H19 H20 H21 (以降予定)	・情報公開及び個人情報保護審査会に情報公開条例の改正について諮問 審議会にて「知る権利の明記」「請求権者の拡大」「土地開発公社の情報公開」等の諮問事項を検討し、中間報告(H20.1月) H20.2 パブリックコメントの実施 H20.3 最終答申 ○改正情報公開条例案のパブリックコメントを実施 (H20.7月) ○情報公開条例の改正を議会に上程、可決 (H20.9月) ○新制度の運用開始 (H21.4月)	A A A	A	制度改正はされたが、今後の運用面を注視する必要がある	総務課	

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

- ※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
- A:計画達成又は計画を上回って実施 B:計画の一部を実施 C:検討中又は調査研究中 D:未着手
- ※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したものの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
- A:高い成果が得られた B:一定の成果が得られた C:やや不十分な成果にとどまった D:成果は不十分であった
- ※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組み方針	アクションプラン名	【取組み項目】	達成目標	数値目標	当初計画	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署			
						年度	当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込を含む)	各年度末			総合		
1 2	目指すまちづくり像の共有と市民等との役割分担	【第5次総合計画の策定】 地方分権時代を迎え自己責任・自己決定のもと、地域の特性を生かした自主性と自立性のなか、本市の長期的な観点から目指すべき将来像や基本方向を示す【関連項目:「予算制度と連携した行政評価システム構築」、「行政サービスの範囲の検討」】	平成20年度に市民自治基本条例を制定する	市民自治基本条例の策定] 市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公正なルールをつくり生動のまちづくりの最高規範とする。	平成19～21年度) シボゾウムカミニアインク参加者2,800名 市民自治検討委員会・専門部会30回開催	(H18:市民意識調査の実施) ・総合計画審議会の設置	○市民会議の設置(H19.10月) ○市民会議提案書提出(H20.2月) ○公募市民を含む総合計画審議会を設置(H20.3月) ○基礎的調査完了(H20.3月)	A	総合	・市議会で継続審議中であり、基本構想の議会議決が行われていない(H22年2月時点) ・市民参加による策定手法は進歩したが、議会との調整が課題である	企画政策課			
												H19	○市民会議の設置(H19.10月) ○市民会議提案書提出(H20.2月) ○公募市民を含む総合計画審議会を設置(H20.3月) ○基礎的調査完了(H20.3月)	A
												H20	○総合計画審議会において基本構想、基本計画素案の作成(H21.2月) ○パブリックコメントの実施(H21.2月) ○基本構想を議会へ上程(H21.6月)	B
1 3	市民の積極的な参加・協働のための下地づくり	【市民自治基本条例の策定】 市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公正なルールをつくり生動のまちづくりの最高規範とする。	市民自治基本条例の策定] 市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公正なルールをつくり生動のまちづくりの最高規範とする。	市民自治基本条例の策定] 市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公正なルールをつくり生動のまちづくりの最高規範とする。	平成19～21年度) シボゾウムカミニアインク参加者2,800名 市民自治検討委員会・専門部会30回開催	(H18:市民自治基本条例の策定) ・市民自治のあり方の調査・検討	○平成18年10月に設置した「市民自治検討委員会」において、次の専門部会等の審議を経て市民自治基本構想(案)を提言(H20.3月) ・広報広聴部会、地域コミュニケーション部会、調査部会	A	総合	・自治基本条例の制定がH21年度となった ・検討委員会 39回開催 ・カンパニータンク参加者数(H18～21年度) 総計2,255人 ・カンパニータンクの参加状況を踏まえ、開催手法を検討する必要がある	市民活動推進課			
												H19	○平成18年10月に設置した「市民自治検討委員会」において、次の専門部会等の審議を経て市民自治基本構想(案)を提言(H20.3月) ・広報広聴部会、地域コミュニケーション部会、調査部会	A
												H20	○各中学校区(8ヶ所)で市民自治説明会開催(H20.6月～12月) ○自治基本条例素案の作成(H20.2月) ○パブリックコメントの実施(H21.3月)	B
1 3	市民の積極的な参加・協働のための下地づくり	【パブリックコメント制度の確立】 市民生活に影響を与える制度の導入や計画策定に際し、広報やホームページで案を公表し、市民の意見を制度や計画策定に反映させる。	市民の意見が反映された制度や計画が立案される	重要計画等でのパブリックコメント実施率100%(平成19年度から)	パブリックコメントの制度化(条例の制定)	○各種条例・計画について意見募集を実施(男女共同参画推進条例(案)(H19.6月)、消費者保護条例(案)(H19.9月)、情報公開条例改正中間報告(H20.1月)、耐震改修促進計画(案)(H20.2月)、食育推進計画(案)(H20.2月) ○市のHPにアンケートシステムを構築し、意見提出の環境整備を実施(H19.12月) ○パブリックコメント手続条例を議会に上程可決(H19.12月) ○パブリックコメントの運用開始(H20.4月) ○公表資料の貸出制度を創設(H21.3月)	A	総合	制度はできたが、手続面で混乱を生じた事例もあり、積極的に意見を求める運用を行うまでには至っていないと考える	企画政策課				
											H19	○各種条例・計画について意見募集を実施(男女共同参画推進条例(案)(H19.6月)、消費者保護条例(案)(H19.9月)、情報公開条例改正中間報告(H20.1月)、耐震改修促進計画(案)(H20.2月)、食育推進計画(案)(H20.2月) ○市のHPにアンケートシステムを構築し、意見提出の環境整備を実施(H19.12月) ○パブリックコメント手続条例を議会に上程可決(H19.12月) ○パブリックコメントの運用開始(H20.4月) ○公表資料の貸出制度を創設(H21.3月)	A	
											H20	○パブリックコメント手続条例を議会に上程可決(H19.12月) ○パブリックコメントの運用開始(H20.4月) ○公表資料の貸出制度を創設(H21.3月)	A	
1 3	市民の積極的な参加・協働のための下地づくり	【利用者等満足度調査の推進】 アンケート手法を参考に、イベントや管理業務等に関する利用者の意向や満足度をアンケート調査し、市民の目線に立った事業改善を行う。	利用者の満足度の向上	市民窓口や施設利用窓口における満足度調査の実施回数(平成19年度) 年1回(平成21年度)	パブリックコメントの制度化(条例の制定)	○民間の手法の検証 ・利用者等満足度調査の手引き作成 ・各課における満足度調査の実施	-	総合	-	企画政策課				
											H19	○民間の手法の検証 ・利用者等満足度調査の手引き作成 ・各課における満足度調査の実施	-	
											H20	○アンケートモニター制度(たけまるモニター)の導入 パソコンや携帯電話の電子メールを活用したアンケート制度	D	
1 3	市民の積極的な参加・協働のための下地づくり	【NPOなどのパートナーの育成】 協働のパートナーとなるコミュニティやNPOの自主性・自立性を尊重しながら、積極的にパートナーの支援、育成を行う。	コミュニティ及びNPOが主体的に公共サービスを提供している(助け合っている)	NPO等との協働事業数【平成20年度に設定】 年200回	パブリックコメントの制度化(条例の制定)	・NPO等の育成、支援方策の検討 ・まちづくりの核を担うパートナーの発掘と育成	-	総合	-	市民活動推進課				
											H19	○市民活動推進センター開設(H20.6月) ○市民活動推進センターの運営にNPO等が参加する連絡調整懇話会を設置(H21.3月) ○公益活動入門、組織開発講座の開催(H21.2月) ○市民活動推進センター青報紙の発行(H21.5月) ○NPO法人設立の手続、実務講座の開催(H21.6月) ○ボランティア交流広場の開催(H21.10月) ○団塊の世代及び女性向けボランティア講座の開催(H21.10月)	A	
											H20	○市民活動推進センター開設(H20.6月) ○市民活動推進センターの運営にNPO等が参加する連絡調整懇話会を設置(H21.3月) ○公益活動入門、組織開発講座の開催(H21.2月) ○市民活動推進センター青報紙の発行(H21.5月) ○NPO法人設立の手続、実務講座の開催(H21.6月) ○ボランティア交流広場の開催(H21.10月) ○団塊の世代及び女性向けボランティア講座の開催(H21.10月)	A	

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
A:計画達成又は計画を上回って実施 B:計画の一部を実施 C:検中又は調査研究中 D:未着手
※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したものの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
A:高い成果が得られた B:一定の成果が得られた C:やや不十分な成果にとどまった D:成果は不十分であった
※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組み方針	アクションプラン名	【取組み項目】	達成目標	数値目標 当初計画	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
					年度	当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込みを含む)	各年度末		
2	2	【入札制度の改革】 入札における透明性、競争性の向上を図るため、入札制度の改革を実施する。 行政改革推進委員会「入札部会」の提言を踏まえて実施	入札における透明性・競争性の確保	新たな民間委託件数 [平成19年度に設定] ↓ 5件	H19	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札(県内各市協議) 実証実験及びその説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 事後審査型条件付一般競争入札(郵便入札)の適用範囲の拡大(H19.6月) 入札監視委員会の設置(H19.10月) 簡易型総合評価落札方式の試行(H19.11月) 電子入札実証実験公開実施(H20.3月) 	A		契約検査課
					H20	<ul style="list-style-type: none"> 業者対象説明会 電子入札の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 合併入札の試行(H20.8月) 一定額以上の土木工事で電子入札導入(H20.9月) 随意契約ガイドラインの策定(H21.1月) 	A	落札率の推移 H17年度(改革前)94.79%→H20年度79.06%	
					H21	(順次、案件拡大)	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札案件の拡大(H21.9月) 気象データをを用いた変動型最低制限価格制度の導入 	A		
2	2	【民間委託の推進】 直営で実施した場合と委託した場合のコスト比較を行ない、委託の可能性を検証する。	民間委託によりコストを削減する	民間委託によるコスト削減	H19	<ul style="list-style-type: none"> 委託可能な事務事業の洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進委員会に専門部会として「事務事業点検・評価部会」を設置し、既存事業の検証を実施する中で新たに委託化が可能な事業を抽出(H20.2月) 	B		企画政策課(全課)
					H20	<ul style="list-style-type: none"> 事業別のフルコストを考慮した事務事業の委託可能性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業点検・評価部会で民間委託の提言を受けた事業について、委託が可能かどうか検討(H21.3月) 	B	コスト比較の検証が行われていない	
					H21	<ul style="list-style-type: none"> 委託可能な事務事業の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンターを民間委託(H21.7月) 	C		
2	2	【委託業務の効率化】 類似施設の管理業務を一括発注することを検討するとともに、長期継続契約の活用により、コストの削減を図る。	一括発注によりコストを削減する	一括発注によるコスト削減	H19	<ul style="list-style-type: none"> H18:長期継続契約に関する条例の制定 長期継続契約の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」をH19.4月から施行。 施設等の管理業務において、従来随意契約であった業務を入札に移行(H19.6月) 市庁舎、南北コミュニティセンター、中央公民館等の施設管理業務(10業務)について3年の長期契約で入札を執行(前年度契約額比約1,900万円の削減) 	A		企画政策課(関係課)
					H20	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注可能な施設、事業の検討 		B	一括発注可能な施設、事業の統一が実施されていない	
					H21	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館など各社会教育施設の音響設備操作業務について一括入札を実施 	B		
2	2	【新施設整備のガイドラインの作成】 ライフサイクルコストを踏まえた事業計画をもって事業の実施を判断する仕組みを構築する。	ライフサイクルコストを踏まえた事業実施を判断する仕組みを構築する	ライフサイクルコストを踏まえた事業実施を判断する仕組みを構築する	H19			-		施設整備課(関係課)
					H20	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果を推し量る上で、重要な基礎となるライフサイクルコストを踏まえ、事業計画を立案するための設計VEGガイドラインの作成(H21.3月) 	A	設計のガイドラインにとどまっている	
					H21	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストを踏まえた施設整備ガイドラインの策定 		C		
2	2	【主要施設の修繕計画の立案】 一定以上の床面積を有し、1981年の新耐震基準以前に建設された公共施設を中心に修繕計画を立案する。	計画的な修繕による、長期的な施設の維持管理コストを削減する	修繕計画立案案件数年間21件(平成21年度)	H19	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の施設台帳、保全台帳等のデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期マネジメントマニュアルの作成(H19.7月) 修繕周期表の作成(H19.7月) 	C		施設整備課
					H20	<ul style="list-style-type: none"> 順次長期修繕計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の計画立案(H20.12月) 	C	データベース化がなされていない	
					H21	<ul style="list-style-type: none"> 順次長期修繕計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕計画立案の基礎となる、各施設の施設台帳、保全台帳等について、データベース化の実施(H22.3月) 法定(定期)点検及び旧耐震建物リスト表作成(H22.3月) 	C	修繕計画の前段階として点検調査が完了しては一定の評価はできる。それが存続・廃止の判断材料ともなる	

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

- ※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
- A:計画達成又は計画を上回って実施 B:計画の一部を実施 C:検討中又は調査研究中 D:未着手
- ※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したものの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
- A:高い成果が得られた B:一定の成果が得られた C:やや不十分な成果にとどまった D:成果は不十分であった
- ※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組方針	アクションプラン名	【取組項目】	達成目標	数値目標	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
					当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込を含む)	各年度末	総合		
2	長期的視点に立った公共施設の整備・維持管理	【公共工事におけるコスト削減対策の推進】 効率的・効果的の中より、効率的・効果的な社会資本整備を進めるため、公共工事のプロセスをコストの観点から検証し、総合的なコスト削減を目指す。	公共工事に関するコストを削減する	コスト削減率 5%(平成21年度)	H19 H20 H21 (以降予定)	○コスト削減の調査研究 ○コスト削減の実施	- A C	C	施設管理全般について、プロファイナメントの視点が必要	施設整備課 関係課
		【公共施設の有効活用計画の策定】 既存公共施設の効率的、効果的な運営を図るため施設の利用状況、他の施設との統合、共用の可能性、施設の存続の適否等について総合的、横断的な観点からの検討を行い、公共施設の有効活用を進める。	長期的な視点に立った施設の有効活用を図る	各施設の稼働率 [各公共施設の利用率、施設調査を踏まえ、平成20年度に設定]	H19 H20 H21 (以降予定)	・公共施設の利用実態調査と分析 ・市民アンケートの実施 ・有効活用計画の策定 22年度:整理・統合	- D C	D	社会教育施設を除き、調査・分析にも至っていない	企画政策課 関係課
2	公共施設や市有地などの有効活用	【公有財産の有効活用】 将来において行政目的を特に見込みのない未利用地等の公有財産について、売却、貸付等を含めた適正管理と有効活用を実現する。	未利用地を有効に活用する	未利用財産の有効活用又は売却割合50%(平成21年度)	H19 H20 H21 (以降予定)	○行政改革推進委員会に専門部会として「未利用財産活用検討部会」を設置し、遊休土地等の利活用の方法を個別に検証し、「未利用財産活用」に関する提言書を提出(H20.2月) ○未利用地検討委員会の設置(H20.9月) ○売却可能物件の順次入札(H20.10月) ○未利用地の有効活用の実施	A B B	B	・売却実績:入札等美施物件4件・売却件数2件(H22.2月現在) ・経費削減もあるが、本委員会の提言である未利用財産の売却は積極的に進められない ・売却以外での有効活用が実施されていない	関係課 企画政策課
		【行政サービスの範囲の検討】 市民参画のもと、公共性やサービスの受益者の特性などを考慮して、行政サービスの範囲を位置づける基準を明確にする。 また、公共サービスの提供主体を決定するための手続として、市場化テストの活用について検討を行う。	行政サービスの範囲の基準を設定し、既存行政サービスの総点検する	市場化テストの活用事業件数2件(平成21年度)	H19 H20 H21 (以降予定)	・行政サービスの範囲を位置づける基準を検討 ・市場化テストの導入検討 ○ハートフルプラン委員会の提言に基づき見直し実施(H20.11月) ○同和施策見直し検討委員会の提言に基づき見直し実施(H20.12月) ○市場化テストを既に実施している先進地等の調査・研究の実施	C B C	C	基準・市場化テストの導入検討がなされていない	企画政策課
2	新たな判断基準に基づいた使用料・手数料、補助金等の見直し	【使用料・手数料等負担の見直し】 使用料・手数料及び負担金等については、受益と負担及び事務事業の性格、市民ニーズ等を考慮しながら、減免制度を含めて見直しを行う。	フルコストを考慮して、使用料・手数料、減免制度を見直す	現状分析 ・社会教育施設の減免基準等の見直し	H19 H20 H21 (以降予定)	○予算要求時に使用料・手数料等の現況調査実施(H19.11月) ○市民公募委員を含めた「社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」で減免基準等の見直し提言を提出(H19.5月設置・H20.1月発出) ○部会で検討の上、使用料・手数料等の見直し基準の提言(H21.2月) ○社会教育施設使用料等見直し検討委員会の設置(H20.7月) ○保育所・幼稚園の保育料を見直し(H20.4月改訂) ○水道料金の引き下げ(H20.4月改訂) ○社会教育施設使用料等見直し検討委員会の提言(H21.6月) ○社会教育施設等条例を議会へ上程(H21.9月) ○下水道使用料を見直し(H21.10月改訂)	B B B	B	見直しが全分野でなされていない	財政課
		新たな判断基準に基づいた使用料・手数料、補助金等の見直し	フルコストを踏まえた見直し基準の策定 ・使用料・手数料等の見直し	フルコストを考慮して、使用料・手数料、減免制度を見直す	H19 H20 H21 (以降予定)	○部会で検討の上、使用料・手数料等の見直し基準の提言(H21.2月) ○社会教育施設使用料等見直し検討委員会の設置(H20.7月) ○保育所・幼稚園の保育料を見直し(H20.4月改訂) ○水道料金の引き下げ(H20.4月改訂) ○社会教育施設使用料等見直し検討委員会の提言(H21.6月) ○社会教育施設等条例を議会へ上程(H21.9月) ○下水道使用料を見直し(H21.10月改訂)	B B B	B	見直しが全分野でなされていない	財政課

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

- ※ 【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(見込みによる)
- ※ 【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したもの(最終的な取組結果による総合はH22年度に改めて実施)
- ※ 【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組み方針	アクションプラン名	【取組み項目】	達成目標	数値目標	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
					当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込を含む)	各年度末	総合		
3	新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり	【業務改善発表会の実施】行政評価と連携した業務改善運動を実施し、全庁的な発表会を開催する。	改善に積極的に取り組む組織風土を醸成する	業務改善の創出20事例(平成21年度)	H19	(H18:職員提案制度の再構築)	○新たな職員提案制度の運用 提案件数:22件	-		企画政策課
3	新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり	【政策形成能力の養成】中堅職員を対象に市の政策課題に関する先進事例の研究などにより、政策提案等を行う。	政策形成能力や創造性を高め、組織の活性化を図る	政策課題研修の実施回数:年間10回以上(平成19年度から)	H19	・先進事例研究研修の再構築 ・受講者数15人(3班編成) ・導入研修後、グループ毎に自主研修を実施 ・成果発表会を開催	○政策形成課題研修の実施(6月～12月)	A	行政評価との連携がなされていない	職員課
3	新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり	【民間からの人材登用】前例踏襲にとらわれない、新たな発想を生み出すために、民間からの人材登用を推進する。	改善に取り組む組織風土を醸成する	民間からの登用数 [H20年度に設定]	H19 H20 H21	・人材登用のあり方の検討 ・民間からの人材登用	○先進地自治体等を参考に調査・研究 ○中途採用職員(4人)・任期付職員(1人)として民間から採用(H20.10月)	A A A		職員課
3	組織・機構の簡素化と職務職責の明確化	【組織機構の簡素化】目的志向型の組織、階層構造の簡素化を目指して組織の再編を行う。また、それに応じた事務分掌の見直しを行う。	組織のアラット化、簡素化を図る	「部」で1部、「課」で6課の減少(平成21年度まで)	H19 H20 H21	・組織機構の再編 ・事務分掌の見直し	○政策立案能力の向上、迅速な事務執行、重点施策の推進体制の充実等をめざし、機能的で効率的な高い組織を構築するため、行政組織条例の改正案を議会提案するも否決(H20.3月) ○現行条例内で組織改正(H20.3月)	C B B	・現行条例内での改正にとどまっている ・組織の状況 係 → H21.4.1:12部59課149係	企画政策課 職員課
3	組織・機構の簡素化と職務職責の明確化	【職務職責の明確化】組織機構の簡素化及び各部門への権限移譲に合わせ、職務職責を見直し、組織の命令指揮系統の明確化を図る。また、業務執行に関する部長から課長等への権限移譲を進め、現場での即時解決力を高める。	職員職務職責を明確にし、人事評価制度との連携を図る		(以降予定) H19 H20 H21	・管理職の職務職責の見直し	○幹部職員である部長一人ひとりが、担当分野を責任を持って遂行するための「部の仕事目標(部長やマネージャー)を導入し、責任の明確化と業務目標の共有化を図る(H19.7月実施) ○先進都市や類似団体の状況調査等を行い、機構改革との整合を図りながら権限移譲を実施するため「事務専決規程(決裁事項)」の見直しを行う(H19.10月実施)	A B B	職務職責の見直しが行われていない	企画政策課 職員課

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

- ※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
- ※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したもの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
- ※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組方針	アクションプラン名	【取組み項目】	達成目標	数値目標	当初計画	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
						年度	当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込みを含む)	各年度末		
3	組織・機構の簡素化と職務職責の明確化	【附属機関等の見直し】 条例等に基づく附属機関及び各種委員会等の整理統合とともに、委員の選任や運営手法のルール化(公募手法、会議公開等)を図る。	附属機関等が効率的に設置され、効果的に運営されている		・附属機関等の見直しに向けた検討	H19	審議会等の開催状況等へのアクセスを容易にするため、市のホームページに「附属機関等の情報ページ」を開設(H19.7月)	B	B	・廃止・統合の実績:10件 ・報酬改正・整理統合を全部実施できていない	企画政策課
						H20	庁内の検討組織において附属機関等の現況調査と課題の抽出を実施し、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」、公開・公募・報酬等の基準を策定(H20.3月)	B			
						H21 (以降予定)	自治基本条例の制定を受け、取扱指針を改正し、公募委員選任時の地域、国籍等への配慮を規定	B			
3	庁内分権の推進	【幹事算制度の導入】 事業への予算配分権限及び職員配置に関する人事権の一部を各部門へ移譲する。	平成21年度までに、幹事算制度の本格運用を開始する		・幹事算制度の検討・構築	H19	他市の情報収集・視察を実施(H20.3月)	B	B	人事権の移譲がなされていない	財政課 企画政策課 職員課
						H20	幹事算制度の試行導入(H20.11月)	A			
						H21	幹事算制度の本格運用 ・人事権の一部移譲	B			
3	外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保	【外郭団体の見直し】 出資比率50%以上又は一定の財政支援を行っている団体を対象に業務内容を再整理し、現在のニーズにあったあり方を検討する。	平成21年度までに外郭団体の見直しを完了させる		・外郭団体の事業内容や経営状態の把握・整理	H19	(財)生駒市ふれあい振興財団について、経営診断の結果に基づき、事業内容等の抜本的な見直しを検討(H20.3月)	B	C	行政改革推進委員会からの見直しの提言があったが、ふれあい振興財団以外の見直しは22年度以降となる	企画政策課 所管課
						H20	ふれあい振興財団の生駒山麓公園の指定管理を民間に移す議案の成立(H21.3月)	C			
						H21	行政改革推進委員会「外郭団体のあり方検討部会」で提言(H22.11月) ・(財)生駒市ふれあい振興財団の解散(H21年度中)	B			
3	外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保	【経営状況の公表】 外郭団体の事業内容、経営状況、公的支援状況などに公表する。	事業内容や経営状況を継続的に分りやすく公表する	外郭団体の経営情報公表割合100% (平成21年度)	・外郭団体の事業内容や経営状態の把握・整理	H19	(財)生駒市ふれあい振興財団について、経営診断の結果に基づき、事業内容等の抜本的な見直しを検討(H20.3月)	B	C	行政改革推進委員会の審議における情報は公表されているが、統一的分かりやすい公表の仕組みはできていない	企画政策課 所管課
						H20	外郭団体の事業内容や経営状況の情報公表	C			
						H21 (以降予定)	外郭団体の事業内容や経営状況の把握・必要に応じて適宜実施	B			
3	外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保	【外郭団体への助言】 外郭団体の経営状況を市においても把握し、必要に応じて健全な経営のための助言等を行う。	外郭団体の健全な経営状況を確保する		・必要に応じて適宜実施	H19	(財)生駒市ふれあい振興財団について、経営診断の結果に基づき、事業内容等の抜本的な見直しを検討(H20.3月)	B	B	系統だった助言には至っていない	企画政策課 所管課
						H20	他の外郭団体の健全な運営のための助言を行う	B			
						H21 (以降予定)	中期財政計画を策定・公表(H19.11月)	A			
3	財務状況及び目標の公表	【中長期の財政計画の策定・公表】 増加リスク、高齢化による税収減のリスクなどを踏まえた中長期の財政見通しを推計し、持続可能な財政計画を策定する。	将来的リスクを加味した財政計画を判断材料として、健全な財政運営を継続している		・財政計画の策定・公表	H19	毎年見直しを実施	A	A		財政課
						H20	[継続的な見直しの実施]	A			
						H21	毎年見直しを実施	A			

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
 A:計画達成又は計画を上回って実施 B:計画の一部を実施 C:検中又は調査研究中 D:未着手
 ※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したものの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
 A:高い成果が得られた B:一定の成果が得られた C:やや不十分な成果にとどまった D:成果は不十分であった
 ※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組方針	アクションプラン名	【取組項目】	達成目標	数値目標	当初計画		取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
					年度	当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込を含む)	各年度末	総合			
3 4	財務状況及び目標の公表	【財務指標の目標値の設定】 市の経営目標として、市債残高や経常収支比率等の財務指標の改善目標値を設定する。	職員が経営目標を共有し、健全な財政運営を継続している	市債残高平成17年度比8%削減(平成21年度まで) 経常収支比率平成17年度比3.0%削減	H19	・財政健全化計画を策定・公表(H20.2月)	○	A	C	・経常収支比率:91.6%(21年度)→96.4%(20年度) ・市債残高(金会計・水道除く)420.3億円(21年度)→388億円(20年度)	財政課	
					H20	○部の仕事目標として本年度目標値を公開(H20.6月)	○	B				
					H21	・経営目標の達成度の中間評価	○	C				
3 4	財務状況及び目標の公表	【公会計の整備の促進】 企業会計的な要素を取り入れた財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)について、市単体及び関連団体等も含む連結ベースでの整備と情報の開示に取り組む。	資産・債務の適正な管理と情報の開示が行われている	人口あたりの職員数を奈良県で最も少ない水準とする	(以降予定)	・公会計の整備のあり方の検討	○H18年度行政コスト計算書の公表(H19.9月)	○	A	財政課		
					H19	○職員数の公表(H20.3月)	○職員数の公表	○	B			
					H20	・新たな財務諸表の整備、公表	○新たな財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書)の整備・公表(H20.12月)	○	B			
3 4	職員数及び給与等の適正化	【職員定数の適正化】 各部署の業務量を勘案した事務、職員の総務、組織編制、職員配置、民間委託などの対応により、増員を抑制し、定員の適正化を図る。	人口あたりの職員数を奈良県で最も少ない水準とする	職員総数906人(平成22年度)	(以降予定)	・公会計の整備のあり方の検討	○平成17年4月1日現在の職員総数1004人を、平成22年度までに10%削減	○	A	職員課		
					H19	・新たな財務諸表の整備、公表	○必要最小限の職員採用の実施	○	A			
					H20	・新たな財務諸表の整備、公表	○必要最小限の職員採用の実施	○	A			
3 4	職員数及び給与等の適正化	【各種手当の見直し】 各種手当に関して、社会経済情勢、民間の動向、行政推進の見地などから総点検を行う。	市民と職員が納得しあえる手当とする	各種手当の数又は手当の額の削減目標を設定[平成19年度に設定]	H21	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言(H21.11月)	○	A	職員課			
					(以降予定)	23年度:定員適正化の見直し	○	A				
					H19	・特殊勤務手当、管理職手当について見直しを図る	○特殊勤務手当を12種類24手当てから8種類14手当てへ削減△15,000千円/年(H19.4月) 廃止:乗務手当、用地等交渉手当、年末年始勤務手当、変則勤務手当 ○管理職手当を定率制から定額制へ変更△6,000千円/年(H19.4月) ○各種手当の見直しを引き続き検討	○		A		
3 4	職員数及び給与等の適正化	【福利厚生者の透明性向上】 職員の福利厚生について、市民に対し内容を明らかにするとともに、必要に応じて見直しを行う。	市民と職員が納得しあえる福利厚生制度とする	平成18年度比30,000千円削減	H20	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」で提言(H21.11月)	○	A	職員課			
					H21	○一部の給付事業を補助対象から除外(H21.4月)	○	B				
					(以降予定)	(H18:職員互助会補助金の見直し)	○	-				
3 4	職員数及び給与等の適正化	【時間外勤務手当の削減】 能率の低下や職員の健康障害の発生を防止するとともに、人件費の抑制を目指す。時間外勤務の削減を図る。	職員一人当たりの時間外勤務時間数を削減する	職員一人当たり時間外勤務手当を平成18年度比90%以下とする(平成21年度まで)	H19	・毎週水曜日のノー残業デーを徹底し、時間外勤務時間の削減を図る。	○	B	職員課			
					H20	・福利厚生内容の見直し	○	B				
					H21	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」で提言(H21.11月)	○	B				
3 4	職員数及び給与等の適正化	【時間外勤務手当の削減】 能率の低下や職員の健康障害の発生を防止するとともに、人件費の抑制を目指す。時間外勤務の削減を図る。	職員一人当たりの時間外勤務時間数を削減する	職員一人当たり時間外勤務手当を平成18年度比90%以下とする(平成21年度まで)	(以降予定)	・毎週水曜日のノー残業デーの徹底を図る。	○	B	職員課			
					H19	○各所属毎に時間外勤務時間の上限値を設定し通知・指導する(H19.4月)	○	B				
					H20	・時間外勤務時間数の削減計画の策定・運用	○	B				
3 4	職員数及び給与等の適正化	【時間外勤務手当の削減】 能率の低下や職員の健康障害の発生を防止するとともに、人件費の抑制を目指す。時間外勤務の削減を図る。	職員一人当たりの時間外勤務時間数を削減する	職員一人当たり時間外勤務手当を平成18年度比90%以下とする(平成21年度まで)	(以降予定)	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」で提言(H21.11月)	○	B	職員課			
					H21	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」で提言(H21.11月)	○	B				
					(以降予定)	○行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」で提言(H21.11月)	○	B				

【別紙2】

前期アクションプランの取組状況

※【進捗評価(各年度末)】:取組内容の当初計画を予定どおりに実施しているかどうかについて、市の行政改革推進本部が年度末毎に評価したものの(H21年度の評価は現時点での見込みによる)
 A:計画達成又は計画を上回って実施 B:計画の一部を実施 C:検中又は調査研究中 D:未着手
 ※【進捗評価(総合)】:3年間を通じて各取組項目の目標が達成できたかどうかについて、行政改革推進委員会が総合的に評価したものの(最終的な取組結果による総括はH22年度に改めて実施)
 A:高い成果が得られた B:一定の成果が得られた C:やや不十分な成果にとどまった D:成果は不十分であった
 ※【コメント等】:行政改革推進委員会の認識、所見等のほか、現状や今後の課題を記載

取組方針	アクションプラン名	【取組項目】	達成目標	数値目標	取組内容		進捗評価		コメント等	担当部署
					当初計画(アクションプランの内容)	取組状況(H21+年度は見込みを含む)	各年度末	総合		
3	4	【広告収入手法の研究・導入】 ホームページ、広報、コミュニティバスや公共施設内への広告の掲示など、広告収入を得るための手法を検討し、順次導入する。	歳入を確保する	新たな収入の確保額 [平成19年度に設定] 年間384万円	年度 H19 H20 H21 (以降予定)	当初計画(アクションプランの内容) ・広告収入手法の研究 ・広告掲載要綱の策定 ・広告収入手法の導入 ・広告収入手法の実施・拡大	取組状況(H21+年度は見込みを含む) ○庁内の中堅職員によるプロジェクトチームを設置し、広告収入の確保方策を検討し、報告を受ける(H20.1月) ○広告掲載要綱・基準等の策定(H20.8月) ○広告収入の導入(H21.1月) ・暮らしのガイド(無料作成) ・広報いこま・ホームページ・コミュニティバス ○広告収入手法の拡大実施 ・公共施設内の動画モニター広告	各年度末 B A A		企画政策課
3	4	【納税環境の整備】 コンビニエンスストアでの税金収納の範囲を拡大する。また、口座振替割合を高め、納税忘れを防ぐことも、納税にかかるコストを削減する。あわせてクレジットカード納付の導入についても検討を行う。	税の徴収率を上げるとともに、収税コストを減少させる	口座振替率 35%以上(平成21年度) 市税徴収率 [向上策を検討の上、平成20年度に設定]	年度 H19 H20 H21 (以降予定)	コンビニエンスストアでの税金収納範囲の拡大 ・口座振替の推進 ・納期内納付の促進 ・クレジットカード納付の検討	取組状況(H21+年度は見込みを含む) ○H19年度からコンビニエンスストア収納の範囲を拡充(H19.6月) ・固定資産税・都市計画税当初課税 ・市民税・県民税当初課税 ・国民健康保険税当初課税 ・督促状でのコンビニエンスストア収納を実施 ○口座振替の啓発を進め、口座振替割合を高めた ○新しい納付方法の検討を実施	各年度末 A C C	・市税徴収率の状況: H20年度 89.74% H19年度 89.65% 年度 88.30%	収税課
3	4	【花と緑と自然のまちづくり基金の設置】 市民との協働による花と緑と自然のまちづくり事業を推進するため、市民からの寄附金を募り、基金を設置する。	資金面からの市民参加を促進するとともに、事業資金を確保する	基金への寄附額300万円 (平成21年度まで)	年度 H19 H20 H21 (以降予定)	基金の設置及び運用 ・基金の運用	取組状況(H21+年度は見込みを含む) ○「生駒市みどりの基金」を設置(H19.4月) ・市出資金1億円。 ・「イメージマーク」を公募し、市民、事業者にPRを展開 ○基金を活用した事業として、「生垣助成制度」を開始(H19.8月) ○基金活用事業として、「花と緑の景観づくりコンテスト」「花と緑のわがまちづくり助成」の開始(H20.4月) ○基金活用事業として「保護樹木・保護樹林制度の拡充」の実施(H21.10月) ○基金活用事業として「ボランテニア養成講座」の実施(H21.7月)	各年度末 A A A		みどり推進課

【前期アクションプラン 総合評価の総括】

総合評価の区分	項目数	(%)
A 高い成果が得られた	18	36.0%
B 一定の成果が得られた	15	30.0%
C やや不十分な成果にとどまった	14	28.0%
D 成果は不十分であった	3	6.0%
合計	50	—

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度【見込み】
経常収支比率	実績	98.0%	98.7%	96.4%	97.8%
	アクションプランの目標値	94.6%	93.6%	92.6%	91.6%
経常的な経費(※1)	実績	210.46億円	208.73億円	201.99億円	207.63億円
	前年度比増減額	6.86億円	△1.73億円	△6.74億円	5.64億円

経常的な経費の主な増加要因は、次のようなものが挙げられます。
 下記のような行政改革の取組がなければ、経常収支比率の更なる悪化が見込まれたところですが、人件費の削減や事務事業の見直しなどの実施により、経常経費の増加を抑制する一定の効果が得られたと見込まれます。

区分	H18年度	H19年度		H20年度		H21年度【見込み】	
主な経常経費の増加要因	8.07億円	0.22億円		1.96億円		11.91億円	
退職手当	1.77億円	△1.95億円		4.05億円		3.51億円	
社会保障費	1.91億円	0.82億円		0.41億円		4.88億円	
公債費	2.29億円	1.35億円					
下水道事業繰出金	2.10億円						
分析制度の変更(※2)				△2.50億円			
前年度臨時収入の減(※3)						3.52億円	
行政改革(アクションプラン)の効果	単年度 △2.29億円	単年度 △2.75億円	(累計)(※4) △7.33億円	単年度 △8.30億円	(累計)(※4) △20.67億円	単年度 △5.31億円	(累計)(※4) △35.80億円
職員数削減	△1.05億円	△1.20億円	△3.30億円	△1.76億円	△7.31億円	△2.60億円	△13.92億円
事務事業の見直し	△0.78億円	△0.96億円	△2.52億円	△0.59億円	△4.85億円	△1.41億円	△8.59億円
補助金の見直し	△0.46億円	△0.41億円	△1.33億円	△0.44億円	△2.64億円	△0.35億円	△4.30億円
随意契約の見直し等		△0.03億円	△0.03億円	△0.37億円	△0.43億円	△0.23億円	△1.06億円
委託業務の効率化				△0.25億円	△0.25億円		△0.50億円
各種手当の見直し		△0.15億円	△0.15億円		△0.30億円		△0.45億円
附属機関の見直し				△0.05億円	△0.05億円		△0.10億円
外郭団体の見直し				△3.52億円	△3.52億円		△3.52億円
公債費の繰上償還				△0.99億円	△0.99億円		△1.98億円
民間指定管理導入						△0.69億円	△0.69億円
使用料の見直し				△0.33億円	△0.33億円		△0.66億円
広告収入の導入						△0.03億円	△0.03億円
差引増減(単年度)	5.78億円	△2.53億円	—	△6.34億円	—	6.60億円	—

さらに、行政改革による経常的な経費の抑制により、子育て支援や教育の充実など次のような新規施策も実施可能になったと考えられます。

	H19年度	H20年度	H21年度【見込み】		
	4.39億円	7.70億円	3.93億円		
子育て支援	0.56億円	子育て支援・医療体制	0.53億円	教育の充実	2.57億円
保育園新設補助等		学童保育施設増設、新病院基本設計等		小学校校舎改築・耐震補強、学童保育新築・増築、井出山体育施設整備等	
教育の充実	1.81億円	教育の充実	5.49億円	都市基盤の整備	0.15億円
幼稚園保育の充実、生駒中学校改築、通級指導教室設置等		小学1年30人学級、生駒中学校改築、小学校校舎増築、幼稚園3歳児全員受入等		北田原南北線等道路整備	
安全・安心なまちづくり	0.54億円	福祉の充実	0.53億円	環境対策	0.71億円
耐震改修促進計画策定、消防団拠点施設整備等		特養ホーム・児童デイサービス建設補助等		粗大ごみ破碎設備設置、ごみ収集処理体系の検討、火葬場改修による利用料補助等	
自然環境保全・緑化推進	1.21億円	安全・安心なまちづくり	0.99億円	行政改革の推進	0.18億円
みどりの基金創設、エコパーク駐車場整備等		携帯電話等発信地表示システム導入、消防団拠点施設整備、消費者保護条例の運用等		公有財産管理台帳システム構築	
その他	0.28億円	自然環境保全・緑化推進	0.17億円	その他	0.33億円
		新環境基本計画策定、陶磁器拠点回収・リユース等			
		その他	0.22億円		

※1:「経常的な経費」は、各年度の経常経費充当一般財源(自由に使えるお金の内毎年出ていくお金)によります。(H18年度の前年度比増減額はH17年度比です。)
 ※2:「分析制度の変更」は、H19年度から経常収支比率の算定の基礎が変更され、下水道事業への基準内繰出金の一部が経常的な経費とされたことによる影響額です。
 ※3:「前年度臨時収入の減」とは、H20年度の臨時的な収入(社会福祉協議会からの過去の補助金の返納)がなくなることによる影響額を示します。
 ※4:「行政改革の効果」の「(累計)」は、H17年度(見直し着手前)を基準とした削減効果額です。
 ■経常収支比率については、経常的な経費(支出)の伸びのほか、市税収入や国からの普通地方交付税などの減少にも大きな影響を受けています。

後期アクションプラン「数値目標」設定の考え方

- ※ 設定根拠を数値等で示すことができるものはその根拠を記載し、後年度に設定することとしているもの、数値等で示すことができない項目等については、その考え方を記載しています。
- ※ 設定根拠が必ずしも明確でないものは、客観的立場からの努力目標として設定しています。
- ※ 数値目標になじまない場合、数値化が困難な場合等については、目標を設定していない項目もあります。
- ※ 達成時期を特に明示していない項目は、後期アクションプランの最終年度である H23 年度の目標値です。

1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進		
(1) 市政に関する積極的な情報提供		
アクションプラン名：市政に関する積極的な情報提供		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[2] 投資的事業に関する情報提供の充実	投資額 1 億円以上の投資的な実施計画案件の情報提供率 100%	重点事業については必ず実施計画に計上されることから、実施計画における一定規模の施設整備事業等に対応可能な金額として設定。 (H20 年度の 1 億円以上の工事等：小学校改築・耐震補強等 4 件、中学校改築・耐震補強 2 件、消防施設 1 件)
[3] 電子情報サービスの充実	ホームページのアクセス件数 H20 年度比 10%UP (平成 23 年度)	より多く、分かりやすい情報発信によって達成すべき努力目標として設定 964,003 件 (H20) × 1.1 ≒ 106 万件 第 5 次総合計画の H25 年度目標値 H20 年度比で 20%増 (1,157,000 件) を踏まえて設定
(3) 市民の参加・参画・協働のための下地づくり		
アクションプラン名：市民の積極的な参加・参画・協働のための下地づくり		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[7] 双方向コミュニケーションの推進	パブリックコメント 1 案件当たり平均意見等提出件数 H20・21 年度平均比 30%UP (22 年度)	市の基本的な制度、市民生活に重大な影響を与える制度、市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針等については、全て市民意見の募集を経て策定する H20・21 年度の 1 案件当たり平均意見数 (29 件) の 30%増 (38 件) 以上を目指す
	タウンミーティング 1 回当たり平均参加者数 H21 年度比 30%UP (22 年度)	市長が市政の状況などを説明し、市民と直接、意見交換を行うための機会を確保するための目標値として設定 H21 年度の 1 回当たり平均参加実績 (69 人) の 30%増 (90 人) 以上を目指す

取組項目	数値目標	設定の考え方
[9] NPO などのパートナーの育成	市民等との協働・参画型事業数 累計 195 件 (23 年度まで)	参画・協働によるまちづくりの度合いを示すため、市民と市が対等の立場で相互に補完し協力する事業（協働型事業）と市の施策、事業等の計画・実施・評価やまちづくりの過程に市民が主体的に関わる事業（参画型事業）の累計数を設定 H20.10 月に実施した協働・参画型事業数の調査結果 177 件の 10%アップを目指す
[10] まちづくり活動への支援	まちづくり活動団体への支援数 累計 20 件 (23 年度まで)	H19 年度から導入した「まちづくり活動支援事業補助金」の実績を踏まえ、同程度の助成件数を 2 ヶ年継続するとして設定 [支援（助成）件数の実績] 累計 13 件 (H21 : 4 件 H20 : 6 件 H19 : 3 件)
[12] 各種委員会等への公募委員の登用	公募を行っている審議会等の割合 30%	専門的、技術的な審議・調査を行う審議会など、委員の公募になじまない機関もあるが、「自治基本条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針（H20 年度）」において、公募委員の登用が原則化されていることを踏まえ、目指すべき値として、現状値（24.6%）の約 5%増と設定
	公募を行っている審議会等における公募委員の割合 25% 以上	公募委員の比率については、「附属機関等の委員の公募に関する基準（H20 年度）」において 20%以上としているが、現状値（24.2%）を踏まえ、これを維持向上する目標とした

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供		
(1) 新しい行政運営システムの確立と持続		
アクションプラン名：予算制度と連携した行政評価システムの確立		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[13] 行政評価システムの構築	毎年度、全事務事業の 10%以上の改善	480 事業 (H21 予算) × 10% = 48 事業 × 2 ヶ年度 = 96 事業 H19 年度に実施した行政改革推進委員会「事務事業点検・評価部会」での全事務事業の棚卸しを受けて、H21 年度予算段階で改善が終了していない事業が 103 事業あることを踏まえて設定

(2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減		
アクションプラン名：内部管理業務の効率化及び民間委託の推進		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[15] 入札制度の改革	電子入札の実施率 100% (23年度)	電子入札については、平成 20 年度の導入以来、順次対象範囲を拡大しているところであるが、入札の透明性、競争性の確保において重要な役割を果たすとともに、業務効率化にも貢献するものであることから、H23 年度末にはすべての入札を電子入札により執行することを目指すもの
[16] 民間委託の推進	新たな民間委託件数 5 件 (2ヶ年)	行政サービスの範囲を位置付ける基準の検討 (No24) とともに、個別事業の棚卸しを実施する際に、民間委託に移行可能な事業を抽出する際の努力目標として設定
アクションプラン名：長期的視点に立った公共施設の整備・維持管理		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[20] 公共建物のライフサイクルマネジメント導入 (建設段階)	H23 年度の工事請負費 (5 千万円以上の案件) をコスト削減策の実施の有無により比較した縮減率 3%	工事の計画・設計の見直し、発注方法の効率化等により達成すべき努力目標として設定 算定にあつては、H23 年度における工事請負費 (一定額 (5 千万円) 以上の案件) について、コスト削減策実施前の標準的な手法を適用した場合のコストと、ガイドラインの策定によるコスト削減策を実施した場合のコストを比較し、その差を縮減率とする。
[21] 公共建物のライフサイクルマネジメント導入 (運用管理段階)	修繕計画立案件数年間 1 件 (23 年度)	担当課への照会の結果、作業量等を踏まえて設定
(3) 行政資源の有効活用		
アクションプラン名：公共施設や市有地などの有効活用		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[22] 公共施設の有効活用計画の策定	各施設の稼働率 [有効活用方策の検討に合わせて設定]	現状の各施設の利用実態の現状把握を行った上で、一定の手法により、H22 年度に設定
[23] 公有財産の有効活用	行政改革推進委員会から「一般への売却処分」の提言があった未利用地の売却割合 50% (23 年度)	景気後退や地価の下落傾向が長期化するリスクはあるものの、行政改革推進委員会「未利用財産活用検討部会」において「売却処分 (一般への売却)」との提言があった未利用土地 (9 件・4,808 m ²) の半数を売却することを目指す、努力目標として設定

(4) 行政サービスの範囲の明確化		
アクションプラン名：新たな判断基準に基づいた使用料・手数料、補助金等の見直し		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[26] 補助金・交付金・負担金の見直し	経常的な補助金・負担金予算 H21 年度比 5%の削減 (23 年度)	行政改革推進委員会「補助金等適正化検討部会」の提言に基づき、予算編成時に実施した個別補助金の見直しと同程度の水準で継続的に改善することを目指すもの ※「経常的な補助金・負担金予算」：予算費目「19 節 負担金補助及び交付金」に計上された額（法律で負担が義務付けられた扶助費的な経費である後期高齢者医療給付費の市負担分を除く） ※H21 年度予算で試算すると、 約 7 億 9,600 万円×5%=約 3,980 万円 [補助金の見直し実績] H21 年度 25 件 (5,501 万 3 千円) H20 年度 22 件 (4,368 万 4 千円) H19 年度 24 件 (4,139 万 7 千円)
(5) 民間活力の活用		
アクションプラン名：民間活力の活用		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[28] 指定管理者制度の再検討	公募実施率 80% (指定管理者の再指定時)	現在、指定管理者制度の導入施設 44 施設のうち、30 施設 (68.2%) で公募による指定管理者の選定を実施済みであるが、次期指定管理者の選定を実施する H22 年度には、行政改革推進委員会「外郭団体のあり方検討部会」の提言を踏まえ、外郭団体が管理する福祉センター、自転車駐車場等についても、公募に移行することを目指すものとして設定

3. 自立した自治体への変革		
(1) より能力や実績が評価される人事管理制度の構築		
アクションプラン名：より能力や実績が評価される人事管理制度の構築		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[31] 給与制度の見直し	ラスパイレス指数 100 以下 (22 年度以降)	行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言において、給料水準の見直しにより目指すべき目標値として掲げられたことを踏まえて設定 ※H21.4.1 のラスパイレス指数：100.0

(2) 新たな挑戦を可能とする人材づくり		
アクションプラン名：新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[32] 業務改善の推進	職員提案の事業化実現数 年間3件以上	職員提案制度の提案数の増加とともに、提案内容の熟度を向上させるための方策を検討し、職員の意欲の増進と事業化に直結する提案の確保を目指すための努力目標として設定 [職員提案の事業化実現数] H21年度2件 H20年度10件 H19年度2件 H18年度3件
(3) 自立に向けた組織・機構の見直し		
アクションプラン名：組織・機構の簡素化と職務職責の明確化		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[35] 組織機構の簡素化	「部」で1部、「課」で5課の減少(23年度まで)	継続的な職員数の削減が進められることを踏まえ、より効率的な組織・機構を目指すため、現在の組織(12部・59課)の約10%減を目標値として設定
アクションプラン名：外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[39] 外郭団体の見直しと透明性の確保	外郭団体の経営情報公表割合100%(22年度)	行政改革推進委員会「外郭団体のあり方検討部会」の提言を踏まえ、外郭団体の健全経営の確保に向け、市民への説明責任を果たすための手段として、全ての外郭団体について、市のホームページなどで経営情報を公表することを確認する指標
(4) 健全な財政運営の確保		
アクションプラン名：財務状況及び目標の公表		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[41] 財務指標の目標値の設定	市債残高(普通会計)：中期財政計画数値236億円以下(23年度) [22年度時点目標：248億円以下]	学校施設の更新等の増加要素があるが、借入事業の厳選、繰上償還の実施等により、約34億円の減を目指すとの努力目標 (H20年度末普通会計残高：約269億9,900万円)
	経常収支比率：中期財政計画数値95.6%以下(23年度) [22年度時点目標：95.2%以下]	市税収入の減少、扶助費の増などによる経常的な支出の増加が見込まれるが、適正な定員管理による人件費の削減、物件費等の抑制などにより、約1%減の数値を努力目標として設定 (H20年度数値：96.4%)

アクションプラン名：職員数及び給与等の適正化		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[44] 職員定数の適正化	職員数 840 人以下 (24.4.1) [26 年度に 800 人以下]	行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言に基づき、退職者の補充を抑制するほか、事業の効率化、公民の役割分担等を踏まえ、平成 21 年 4 月 1 日現在の職員数 907 人を平成 26 年度までに 100 人以上削減し、類似団体の中で職員数の少ない自治体の上位 5 市の平均を目指すものとして設定 アクションプランの最終年度である H24 年度当初時点では、新規採用の抑制、再任用職員の活用等により 840 人以下を目指すもの
[45] 各種手当での見直し	各種手当（退職手当を除く）を 20 年度比で年間 1,600 万円削減	行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言に基づき、以下の手当についての削減目標を設定するもの ○特殊勤務手当：年 69 万円（賦課徴収、訪問指導、技術管理手当の廃止・環境衛生手当の見直し） ○住居手当：年 1,570 万円（持家分廃止） (H20 年度実績：全会計) 特殊勤務手当：約 3,370 万円 住居手当：約 3,960 万円
[47] 時間外勤務手当の削減	20 年度比で年間 3,100 万円削減	行政改革推進委員会「職員数の適正化及び給与等検討部会」の提言に基づき、時間外勤務命令の運用指針の策定、週休日勤務命令の振替期間の拡大（現在手当を支給している勤務の 6 割を週休日に振り替えることを前提）により達成すべき目標として設定 (H20 年度実績：全会計) 約 2 億 3,400 万円
アクションプラン名：財源確保策の推進		
取組項目	数値目標	設定の考え方
[48] 広告収入手法の拡大	広告実質収入額 年間 400 万円以上	現在の広告事業実施媒体の実績に加え、新たな広告媒体を追加・拡大することを目指すこととして設定 (目標額) ・広報紙・HP：年間約 290 万円 ・コミュニティバス：年間約 23 万円 ・施設内動画広告：年間約 47 万円 ・新規媒体：年間 40 万円以上

取組項目	数値目標	設定の考え方
[49] 納税環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替率：H20 年度実績以上（23 年度） ・市税徴収率：H20 年度実績以上（23 年度） 	<p>口座振替率については、啓発・周知等の取組により微増の傾向にあるが、市民の利便性向上と収税コスト削減の観点から、目標として設定</p> <p>(H20 年度口座振替率：35.6%)</p> <p>市税徴収率については、経済状況の激変により、維持向上が困難な環境下にある中で、休日窓口の開設、コンビニエンスストアでの収納等の取組による効果も見られるが、納期内納付の推進、滞納分の収納率の向上など、総合的な対策を実施した上での目標値として設定</p> <p>(H20 年度市税徴収率：89.74%)</p>
[50] 適正な基金残高の維持	財政調整基金の残高：標準財政規模の 10%（23 年度）	<p>持続可能な財政基盤を確立し、安定した行政サービスの提供を図るため、市の標準的な財政規模を踏まえた目標として設定</p> <p>(H20 年度決算ベースで算定した場合)</p> <p>標準財政規模 21,154,615 千円×10%=2,115,462 千円</p> <p>(標準財政規模)</p> <p>= (基準財政収入額－所得割における税源移譲相当額の 25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－地方特例交付金) × 100 ÷ 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 地方特例交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額</p> <p>(基準財政収入額)</p> <p>市が標準的な状態で収入できる税収入を一定の方法で算出した額。市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税などの収入見込額に 3/4 を掛けた金額などにより算定</p>
[51] 税源の涵養	H24. 4. 1 時点の 25 歳～39 歳人口が H21. 4. 1 時点(23, 981 人)を上回る	収入の太宗を占める個人市民税収入の安定的な確保を図るため、子育て世代が暮らしやすい環境の整備や産業振興（企業誘致）の推進による勤労者の定住により、若い世代の定住人口の拡大を目指すものとして設定

《資 料》

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者
- 3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。
- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者の中から部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長（専門部会にあつては部会長）は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

2 生駒市行政改革推進委員会委員名簿

区分	役職等	氏名	委員会役職
学識 経験者	大阪経済大学 客員教授	スエムラ ユウコ 末村 祐子	委員長
	立命館大学 教授 (政策科学部)	モリ ヒロユキ 森 裕之	委員長代行
	公認会計士	マツヤマ ハルユキ 松山 治幸	
団体 代表	生駒市自治連合会 会長	トウドウ ヒロコ 藤堂 宏子	
	生駒市民生児童委員連合会 副会長	クワハラ ヒデオ 桑原 英雄	
一般 公募	市民	オカ ヨシフミ 岡 義文	
	市民	シュトウ ヒロキ 首藤 宏樹	
	市民	ハセガワ ミチオ 長谷川 道男	
	市民	ヒノ ヤスユキ 日野 康行	
	市民	ヤマダ イサオ 山田 勲	副委員長

3 生駒市行政改革推進委員会検討経過

(前期アクションプランの検証・後期アクションプラン(案)に関する審議過程)

年度	回	開催日	検 討 内 容
H20	第1回	H20.11.25	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長等の選任 ・会議の公開について ・行政改革の取組状況について ・行政改革推進委員会における検討について
	第2回	H21.1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討について ・行政改革の取組状況について ・使用料・手数料等見直しの基本的な考え方について
	第3回	H21.2.20	<ul style="list-style-type: none"> ・検討課題の整理と検討手法について
H21	第1回	H21.8.19	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱 アクションプランについて <ul style="list-style-type: none"> ①前期アクションプラン進捗状況の確認 ②後期アクションプランの枠組み ・専門部会の進捗状況について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ①職員数の適正化及び給与等検討部会(末村部会長) ②外郭団体のあり方検討部会(森部会長) ③行政委員会報酬等検討部会(松山部会長)
	第2回	H21.9.24	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱 アクションプランについて <ul style="list-style-type: none"> ①前期アクションプラン進捗状況の確認 ②後期アクションプランの体系
	第3回	H21.11.5	<ul style="list-style-type: none"> ・前期アクションプラン進捗状況の確認及び総括 ・行政委員会報酬等検討部会からの提言の報告
	第4回	H21.12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進委員会への諮問事項について ・専門部会からの提言内容報告 <ul style="list-style-type: none"> ①外郭団体のあり方検討部会からの提言報告 ②職員数の適正化及び給与等検討部会からの提言報告 ・市長への提言(専門部会) ・前期アクションプラン進捗状況の確認及び総括 ・今後のスケジュールについて
	第5回	H22.1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・前期アクションプラン進捗状況の確認及び総括 ・今後のスケジュールについて
	第6回	H22.2.16	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討経過と本委員会の役割 ・後期アクションプラン(案)について ・提言書構成案について
	第7回	H22.3.16	<ul style="list-style-type: none"> ・後期アクションプラン(案)について ・提言書について ・今後のスケジュールについて

